

平成25年第2回上富田町議会定例会会議録

(第2日)

開会期日 平成25年6月18日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(11名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	大石哲雄
5番	畑山豊	6番	奥田誠
7番	沖田公子	8番	榎本敏
9番	木本眞次	11番	吉田盛彦
12番	井澗治		

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	平田隆文	局長補佐	十河貴子
------	------	------	------

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育長	梅本昭二三	会計管理者	笠松眞年
総務政策課長	山本敏章	総務政策課員	川口孝志
総務政策課員	森岡真輝	総務政策課員	水口和洋
企画員	撫養充洋	企画員	山崎一光
総務政策課員	橋本秀行	税務課長	植本敏雄
税務課企画員	三栖啓功	産業建設課長	菅谷雄二
産業建設課員	和田精之	産業建設課員	平田敏隆
企画員		企画員	
住民生活課長		住民生活課員	
		企画員	

住 民 生 活 課
企 画 員
上 下 水 道 課 長
上 下 水 道 課
企 画 員
教 育 委 員 会
生 涯 学 習 課 長

原 宗 男
福 田 睦 巳
谷 本 芳 朋
藪 内 博 文

住 民 生 活 課
企 画 員
上 下 水 道 課
企 画 員
教 育 委 員 会
総 務 課

坂 本 巖
植 本 亮
家 高 英 宏

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

開 会 午前9時30分

議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

本日もご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しております。

また、岩橋教育委員長より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第2回上富田町議会定例会第2日目を開会いたします。

本日も、上着を取っていただいて結構かと思えます。当局の方も上着を取っていただいて結構です。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

議長（大石哲雄）

日程第1 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

3番、三浦耕一君。

三浦君の質問は、分割方式であります。

まず、鳥獣被害についての質問を許可いたします。

3番（三浦耕一）

皆さん、おはようございます。

ことしも変な天気です。私もこの2週間前から風邪を引いて声がこんな状態です。ゆうべ、議長にあしたなくすようにと連絡しようと思て、議長の顔見てから、えらい曇ってたから何もよう言わんと。この上富田町も、今梅の収穫時期でありますけれども、梅ももう何も、わやくちゃになっております。木が折れています。

そこで、私も今回、鳥獣被害の一般質問をさせていただきます。よろしく願いします。ちょっと声が出にくいんですけども。

和歌山県南部地方では、鳥獣被害は沿岸部まで広がり、一畝ほどの小さな畑にまで防護さくを張りめぐらせており、収穫間際の作物に対する動物による収奪に無力感が広がっています。県からは、防護さくなど、補助による支援が続けられていますが、そもそも十数年前のその昔は、農作業で疲れた体で防護さくの設置まで、その仕事をしていなければならないことはありませんでした。過疎による人口減少に伴い、人のいなくなっ

たところまで動物たちがふえており、拡大してきたことにより被害が広がり、そして繰り返し被害を受けることによって、より耕作意欲が減退し、耕作を放棄する。すると、さらに動物が活動範囲を広げる。こうしたことの繰り返しで、ついには住みにくくなった集落を後にする不幸なスパイラルだと感じます。こうした事柄の一つ一つに有効な手だてが必要です。今この問題は、全国的にも大きな問題になっております。

まず、この問題には町として真剣に取り組んでいただかなければ、今若者たちが農業をするということは大変難しく思います。上富田町は平地の少ないところですから、どうしても山の急斜面にミカンや梅、かんきつ類をつくっており、大きな被害を受けております。平地の田畑のレタス、キャベツ、野菜類も被害を受けています。例えば、ここ10年ぐらい前でしたら、被害地は山の奥ばかりと思っておりましたが、今私が住んでいる峠の周辺にもシカが二、三頭出てきて野菜類を荒らしております。人を見ても逃げようとしません。

そこで、お聞きします。

上富田町においては、1年間でどのくらいの被害届が出ているか。現在、鳥獣被害対策としてどういう対策をとっているのか。県の対策、町独自の対策、対策の効果についてはどうか。猟友会銃所持者数の増減はどうか。補助制度が充実し、わな捕獲の資格者がふえても、止めさしをするのは猟友会の銃所持者だと思うが、銃所持者は減っているのではないか。また、捕獲体制を組みにくいのではないか。銃所持者をふやす根本的な対策が必要ではないかと思えます。いかがでしょうか。質問をお願いします。

議長（大石哲雄）

答弁願います。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

おはようございます。3番、三浦耕一議員のご質問にお答えします。

三浦議員より2項目の質問がありますけれども、分割方式なので、初めの1番目の鳥獣害被害についてのことについて答弁をさせていただきます。

数字的なことや駆除対策については担当より説明しますけれども、要点を答弁しますと、質問の中の被害届け額は178万5,000円が役場に届けられております。178万5,000円。一方、上富田町が有害駆除に要した関連する費用も含めると、平成23年度、これはもう平成23年度は決算終わっておりますので、有害鳥獣駆除団体補助金15万円、有害駆除捕獲補助金355万円、狩猟免許取得支援補助金が6万4,000円、ニホンジカ捕獲補助金が57万3,000円の433万7,000円が支出されています。この中には町費もありますし、県からの補助金が含まれています。

しかし、被害は、届け出被害額全てではなく、これ以外にも少額な被害やお金に換算できない分 例え家の垣根に来て、身に危険を感じたこともあり、この問題は金額だけでは比較すべきものではないと判断しますが、最近では被害額と駆除費用の問題が比較されることが出てきております。上富田町の問題ではございませんけれども、駆除費用やそのあり方に対して駆除費の支出が多くなってきているというような問題が指摘されます。まだ上富田町は1,000万円ぐらいしか出していません。ところが、ほかのところは何千万円出している。被害に対してお金出すの多いのと違うかなという部分がどっちも出てきているのが事実です。

次に、上富田町の猟友会についてであります。平成24年度の会員数は68名で、銃の所持者は47名、有害の従事者は37名となっています。猟友会の皆さんが、町がお願いすれば有害駆除にご協力いただき感謝申し上げているところでございます。会員の皆さんも高齢化していること、銃の諸規制で年々銃を保持、持つことが難しくなっていることから、将来は有害駆除をしてくれる人が少なくなっていることが懸念されます。今後は、今まで以上に猟友会の皆さんと意見交換し、継続的に有害駆除にご協力をお願いすることが必要でありますので、ご理解ください。

要するに、お金を出しやるよ、その結果、今の被害でとまっているという判断していただきますけれども、これがようけお金出したかて、そしたらその駆除が全てゼロになるのかということはないと思っております。いずれも難しいのは、自然の破壊によってイノシシやシカ、猿がまた人里へ来るとというのが問題でございます。やはり山を育てて従来のように山でイノシシとかシカが住めるような環境づくりも必要であるというご認識をいただけるようお願いしたいと思っております。

以上でございます。

担当より説明させます。

議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、菅谷君。

産業建設課企画員（菅谷雄二）

おはようございます。私のほうからは、町長が答弁した以外の細かな部分についてご説明いたします。

3番、三浦議員さんのご質問にお答えいたします。

1の鳥獣害被害について、といたしまして、町内の年間被害届はどのぐらいか。金額、件数ということで、24年度の実績のほうで報告のほうで答弁させていただきます。

先ほど、町長も答弁ありましたように、被害金額が178万5,000円、あくまでも届け出のあった部分としてでございます。被害届け出の数ですが21件、イノシシの被

害10件、被害作物につきましては梅、ミカン、被害金額が97万5,000円、シカ被害7件、梅と水稻、被害金額につきましては62万円、猿被害につきましては3件、ミカンといたしまして14万円、カラス被害1件といたしましてカキでございます。5万円、合計21件の178万5,000円となっております。

続きまして、県の対策等についてでございます。

和歌山県におきましては、農作物鳥獣害防止総合対策事業というものを実施してございます。その中に防護さく設置支援事業、これは2戸で実施する場合ということでございます。上富田町では、ことし25年度で、ほかのほうで実施するようになってございます。防護さくの資材購入、設置費用等に対する補助でございます。上限単価といたしまして、メーター当たり900円という形になってございます。

続きまして、わなの設置支援事業、くくりわなとか箱わな等の資材の購入に対する補助でございます。これにつきましては、県と町が2分の1ずつの補助になってございます。平成25年度でこの事業は終了いたします。

続きまして、先ほど町長のほうからも報告ありました鳥獣害の捕獲支援事業ということで、有害鳥獣の捕獲許可を受けて捕獲したものに対する補助ということになってございます。イノシシの銃につきましては1万5,000円。県が1万円、町が5,000円。イノシシのわなについては6,000円。県、町ともに3,000円でございます。ニホンジカ、銃につきましては1万5,000円。県が1万円、町が5,000円……
議長（大石哲雄）

菅谷さん、もうちょっと大きい声で言うたって。

産業建設課企画員（菅谷雄二）

はい。ニホンジカ、わなにつきましては6,000円でございます。県3,000円、町3,000円。猿につきましては3万円。県で1万円、町で2万円支出でございます。アライグマにつきましては3,000円。県、町とも1,500円の支出をしてございます。

続きまして、狩猟免許の取得支援事業でございます。

第一種わな免許の取得費用の補助でございます。一種、鉄砲のほうでございますが、講習会費用1万円、射撃の教習費用といたしまして上限3万7,000円、わなにつきましては講習費の費用でございます1万円となっております。ニホンジカ管理捕獲事業です。ふえ過ぎた日本ジカの生育数を適正な頭数に減らすため、24年度においては県全体で1,500頭を目標に捕獲してございます。上富田町の割り当ては51頭のところ、捕獲頭数として67頭を捕獲してございます。

続きまして、町独自の対策はということのご質問で、先ほど県のほうでございました

狩猟免許取得支援事業の補助金に対しまして、町としては狩猟免許の申請する場合に5,200円要ります。一種、二種とも、町としましては2分の1の補助を実施してございます。昨年度、わなのほうだけでございますが、3人の実績がございます。

続きまして、上富田町の農業振興協議会、防護さく等の設置補助金といたしまして、対象事業費、事業費の上限が20万円、補助金としましては3分の1で6万6,000円となっております。24年度の実績ですけれども、29戸で37万1,281円の支出をしてございます。

続きまして、対策の効果はということで、有害鳥獣捕獲実績の頭数のほうで報告させていただきます。

補助金のお出しいたします21年度の比較とさせていただきますと、イノシシ、平成21年は58頭の捕獲でしたが、平成24年度は146頭を捕獲してございます。ニホンジカにつきましては、21年度が60頭、24年度が142頭、猿につきましては21年度28頭の平成24年度は13頭と。アライグマにつきましては、平成21年40頭が平成24年26頭になってございます。

続きまして、狩猟免許取得の実績でございます。

わな免許のほうの取得だけになってございます。平成23年度は4名、先ほどもお話ししましたように平成24年度は3名と。効果のほうですが、有害鳥獣捕獲事業補助事業を実施する前と比べますと、捕獲頭数はふえてございます。このため、農作物被害の抑制に効果が出ていると考えてございます。

続きまして、猟友会の銃の保持の状況ということで、先ほど町長も報告ございましたが、平成20年度の会員数75名ございました。その75名が24年度で68名、会員では7名の減になってございます。20年度の銃の所持者が66名、平成24年度で47名、19名の減になってございます。ちなみにですけれども、平成24年度の銃の免許所持者の年代別の内訳を報告させていただきますと、60歳、70歳の方で全体の74%を占めております。かなりの高齢化になっていると思っております。

以上のように、議員のご指摘によりますと銃の所持者は年々減っていくと思っております。

捕獲体制につきましては、猟友会のほうで、下鮎川、市ノ瀬と岡、岩田、生馬の地区ごとに体制をとってございます。体制については、猟友会の中で協議をいただき、今の体制で実施しております。今後、銃砲の所持者の減少で猟友会のほうから話があれば、町としても体制についての検討をしていきたいと考えております。

また、これらの減少は上富田町だけに限らず、県、付近市町の抱える問題でありますので、今後、県やとか関係の市町と協議しながら考えていきたいと思っております。よ

ろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

3番、三浦君。

3番（三浦耕一）

私は、被害届の出ているのは、まともに出ていないと思います。町へ言うても何もしてくれへんやんていうような人が、必ずいてます。ですから、これは私は正しいあれじゃないと思います。私事にもなりますけれども、私ところの梅畑のシカとイノシシに食い荒らされたところ、前に1回課長に見ていただいたけれども、あの感触はどうでしたか。お願いします。

議長（大石哲雄）

見た状況ですか。

3番（三浦耕一）

状況。はい。状況はどうでしたか。

産業建設課長（植本敏雄）

3番、三浦議員さんのご質問にお答えいたします。

私も以前、三浦議員さんの畑のほうへ見せていただいております。鳥獣被害及び雨の後の崩壊というような格好で現場視察はさせていただいております。ただ、今おっしゃられるように、被害届自体は地元の人から上がってきて、それを集約するというのが我々の情報のもとになりますので、今説明させていただきました170万云々のお金というものは、一応町の我々担当の把握としてはその数字という格好に把握してございます。

以上です。

議長（大石哲雄）

鳥獣被害についての質問を終了いたします。

次に、町内商工業についての質問を許可します。

3番、三浦君。

3番（三浦耕一）

2番、次に、上富田町の商工業に対する町長のお考えをお伺いしたい。

上富田町には、オークワ、Aコープ、コーナン、エバグリーン、大手チェーン店等々が、大型店舗が次々に出店し、激しい競争を繰り返している。チラシ等の宣伝合戦も非常に激しいです。そのさまざまにあって、地元商店はどの業種によらず、大変厳しい状況にあります。また、建設関係業者も、このままでは上富田町にあっても発展が見込めないばかりに、上富田町に見切りをつけたか、本店を田辺に移転あるいは移転の計画

をしようとしている状況下にあると思います。

町長は、出ていく者はそれはそれでしょうがない、仕方がないと言ってしまえば終わりでありましょう。しかし、町内で依然として残って頑張って事業を続けようという業者さんに対してのメッセージは、どうでありましょうか。しょうがないと言って、さじを投げてしまえばそれまでであり、残っている業者さんにはどうしろと言うんやと、頭にきているお方もおられます。

そこでまず、町長に、上富田町の商工業に対する認識、とりわけ小規模事業経営の現状認識をどうかお伺いしたい。商工業復興対策、とりわけ物品販売業及び建設関係業者へのメッセージはどうか、お伺いしたい。

議長（大石哲雄）

答弁願います。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

2番目の町内商工業についてでありますけれども、質問は大きく分けて2点に分かれると思っております。1点は小売業、1点は建設業でございます。

1点目の町内の小規模小売業者に対しての質問についてであります。ご存じのように、小規模な小売店は、上富田町ではなく、全国的にコンビニとか量販店、大規模商店施設、専門店の大型チェーンに押されて、もとの商店はシャッター通りと言われるほど廃業につながっているのが実態でございます。町内でも、家具屋さんとか地場の小規模なスーパー、小規模な小売店がそれに当たり、廃業した者がございます。残念ながら、大型の量販店は法的な規制緩和がなされて、出店を規制措置することはできません。これはもう大型店は地元の意見を聞いたらいいということで、県のほうへ届けをされております。

町は、以前から、そういうことを踏まえまして、商工会へ補助金、平成25年度の当初予算では330万円、また小企業等経営改善資金利子補給金としましては、要するに業者の人がお金を融資受けた場合の利子補給で100万円、事業所等の設置補助金100万を予算計上しておりますし、新しく技術を開発し、特許申請を行う場合の費用も、少額であります。予算して業者の指導を商工会へお願いしております。

また、直接役場としては、物品の購入や建設工事の発注が町内業者に優先的に発注できる対応を行い、町内業者の育成に努めていきます。しかし、難しさもあります。例えば、役場内でコピー用紙とかその他の文具の使用するのが多いのですが、その大半が、町内でなく田辺市内の業者が多いのが実態です。これは上富田町に納入可能な業者がないことが挙げられます。しかし、保育所等の給食食材等は、優先的に上富田町内の商

店を購入しております。

また、土木建築工事も、内容を見て町内業者に優先して発注していますが、特殊な技術を要する場合は、町内業者は機材とか技術が持ち合わせていませんので発注はできません。今議会でもお願いする大内谷残土処分場は地盤改良工事があり、町外業者となっております。また、公共下水道事業の本管布設工事を推進工で行う場合は町内業者でできません。町外業者となっております。しかし、公共下水を行うことにより、民間の人が仕事を直接受ける機会がございます。屋内の公共管類からの接続工事とか屋内の配管、改修工事が生まれ、町内業者が発注を受ける機会が多々あります。

また、高速道路建設に伴いまして、家屋の移転工事がありましたが、残念ながら町内業者より町外業者のほうが受注したケースが多く、町内業者の方も、営業等に努力して受注する機会をふやす必要があります。

先日も、リフォームの補助制度をつくってほしいという話があったんです。この内容を全てチェックさせました。大体、もう町外業者のほうへ発注するのが多いんです。先ほど言いましたように、高速道路の場合でも町外業者に発注したケースがある。何がそしたら問題あるのかというたら、待つのではなしに、みずから営業するという努力が私は不足しているかなと考えております。そういう問題があるということの1点の認識をお願いします。

次に、状況でございますけれども、小売店も、全国的に見れば大手ができないようなすき間商売で対応する業者も出てきています。例えば、高齢の方々に対しては御用聞き商法や移動販売で商業の再生を図っている小売業の方もあります。郊外の大規模商店業施設で商店街の再開発に取り組んで商店街を再興したケースもございます。上富田町でも、そういうものに対して新鮮な野菜とか魚介類を販売して、また独特な製法でおいしいおまんじゅうを製造して好評を得ている小売業もございます。

また、上富田町には、丹田台や南紀の台のように住民が多い地区でも、小売商店がなく、俗に言う買い物難民が発生している地区がございます。小売業は、これらをすれば繁盛するという決まり事はない。何をしても成功するかせんかわからん。しかし、そういうものをやはり検討して対抗する手法をみずから考える必要が私はあると思っております。アピアは、先日見ましたら、インターネットを試験的にしていただいたら受注して持ってくるというこういうサービスです。要するに、小売りの人でも、みずから自分で努力する必要があるということのご認識をいただけるようお願いしたいと思います。

町としましては、町内の商工業の振興の一つの提案として、スポーツ観光の振興に努めます。これは仕出し、要するに弁当を受注したり宿泊の機会を拡大することで町全体

の商工の振興につながるようなことを研究しています。この事例で成功したケースは多々あります。これは我々自身もよく言うんですけれども、長野県の菅平なんかはそういうものがございます。現状は、役場もこれらの業者も経験不足のことはきめ細かく長期に発展できるように取り組む必要があり、ご理解をお願いします。

先日も、ピラをつくったんですけれども、あかなあと言いました。なぜあかなあというたら、弁当1食に1,000円必要ですよというようなことが小売り業者が言うんです。ところが、今の弁当の世界だったら500円前後で、500円したら安い。500円超したらちょっと高い。1,000円やったらもう買わんというのは一般的。要するに、そういう認識に対してやはり対応する必要が私は出てくると思っております。

また、町は、高速道路の開通に合わせまして、町内の農林業も含んだ商業の振興のため、仮称ではありますが、くちくまの交流館を検討しますが、このくちくまの交流館は商工会を主体に検討し、地域振興に取り組んでいます。この事業につきましては、計画の段階から関係者と共有すること、いずれにしましても商業の振興は最後は個々民間業者に戻り、みずからの考えを確立する必要があるということのご理解をいただけるようお願いいたします。

参考ですけれども、上富田町は、通販で積極的に取り組み、売り上げを伸ばしている農家の方も商店の方もございますし、みずからチャレンジして新しい商法に取り組んでいる業者もあります。5月に、大阪市の南港で開催された食の祭典に出典した企業や、来年の初めに東京都で開催される「町イチ！村イチ！」という出張販売展示会に出展する企業もあるし、商品開発を積極的に行う企業も上富田町にはあります。上富田町は、そういうもの常時見やるんです。例えば、8月の終わりに関西空港で関西空港祭りが開催されます。残念なことに、上富田町の業者に言ったところで、そこへ出展をようせないのが実情なんです。これは名前言うのは何ですけれども、口熊野ラーメンが、ことしの場合やったら2回ほど出展している。そういう努力をみずからせなできんでということは、常に業者の方とか商工会の方にはお話しはさせていただいています。

2点目でございますけれども、建設業者が上富田町から本店を町外に移転することの質問に対しては、私は厳しい言い方をすれば、農業であれ商業であれ、工業であれ、事業者は将来の経営方針をみずから検討し、判断すべきもので、ご質問のような趣旨の考えの事業者は、いずれは事業の規模を維持することが難しい局面に達することにあると考えております。過去の事例でございますけれども、よく大阪と東京と比較されます。大阪で相当、企業というのは創業した企業がございまして、それが東京へ移った。なぜならば、将来的にはやはり東京へ行くことが発展するという経営者が判断したケース。もう一点は、京都がよく言われるんですけれども、特異なケースで、京都は企業に独自の

にした企業は残って、その経営が世界的にも判断されているというような業者もごさいます。

このように、成功した経営者はそれなりの自分の経営に対する経営哲学を持っています。これを見習えばとは言いませんが、上富田町の経済の環境を研究する必要があります。上富田町の統計では、農業総生産額は平成22年度で約16億円、商業年間販売額は平成19年度で207億円、製造品出荷額等は225億円で、一方、企業の基本となる町の人口は1万5,000人、町の面積が57.49平方キロ、町の予算は平成25年度当初予算規模で57億円、そのうち投資的経費は約10億円で小さな町、小規模の予算を考えれば町の予算だけで町内業者の経営が成り立たないことは明白で、指導も含めて、別の角度から検討することが大事でございます。企業が、本社機能を移転してでも企業を生き抜くという考え方を持つ経営方針が必要。要するに、役場のこととか町長が何を言ったのではなしに、自分の企業が生き抜くために何をするかということの考える必要がございます。

ご質問の趣旨は、町内業者が本社機能を町外へ移転すると町長が残ってくださいという意味か、具体的な質問をいただければ、2回目にそのことに対して私は答弁します。ただ、非常に残念なのは、質問が抽象的でございます。この業者とか三浦さんの質問の具体的に言ってくれたら、私はこういう指導をしましたということは答弁はさせていただきます。

以上です。

議長（大石哲雄）

3番、三浦君。

3番（三浦耕一）

町長ね、抽象的も何もないんです。私、正直なこと言うてます。私は大体、商業、工業、建設のほうも、今町長の話聞いたら、やはり個人個人の努力が足りない、全体に。そうですね、努力が足りない。私もそう思います。やはり成功している人というのは、やっぱり努力、研究はよくやっています。町長の話はよくわかりました。抽象じゃありません。

終わります。

議長（大石哲雄）

これで、3番、三浦耕一君の質問を終わります。

引き続き、一般質問を続けます。

2番、木村政子君。

木村君の質問は一問一答方式であります。

まず、教育問題についての質問を許可します。

2番（木村政子）

おはようございます。

前回から質問の方式が3方式でということで、一問一答というのを前議会で吉田議員がなさいまして、せっかく始まった一問一答が途切れてはどうかなと思いまして、まことに不慣れでございまして、どういうやり方をすればいいのか、手探りでございまして、今議会は一問一答でやらせていただきたいと思えます。

議長（大石哲雄）

頑張ってください。

2番（木村政子）

はい。ありがとうございます。

まず、教育問題についての いじめ問題についてであります。

ポチが3つありますが、これ相互に関連することがございますので、の中で一問一答ということでやらせていただきたいというふうに考えております。

最初に、県政ポストの問題であります。その前に、県の教育委員会が5月30日に体罰の実態調査の最終結果というのを公表いたしました。これで出た数字と申しますのが、県内公立の小・中・高と特別支援学校で体罰を行った教員というのが128名、体罰を受けた児童・生徒数というのが延べ263人ということになっております。小学校が27校で31人、中学校が33校で57人、高校が16校で36人、支援学校が2校で4名の128人。これ教員の数です、こういうことになっております。

県政ポストと申しますのは、知事に直接県民が要望を出せるというシステムでございまして、最近の風潮と申しますか、いじめ、体罰の問題が非常に取り上げられておりますので、それに関する相談が2012年度には36件あったそうでございます。学校や対象者が特定できる場合は、知事の特命を受けた県政策審議課の担当者が県の教育委員会と一緒に聞き取りや指導をするということでございます。この36件の中に上富田町からの相談というのがなかったかどうか、まずその点をお伺いいたします。

議長（大石哲雄）

教育長、梅本君。

教育長（梅本昭二三）

おはようございます。2番、木村議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるように、県知事による県政ポストへのメール、ファクスなどで、いじめ、体罰に関する相談件数は平成24年度で36件と発表されています。ご質問の県政ポストへの相談件数36件のうち、当町に該当する事例はございませんので、ご報告いたし

ます。よろしく願いいたします。

議長（大石哲雄）

木村君。

2番（木村政子）

該当がなかったということは非常に喜ばしいことですが、前に上富田町でも事例があって、今そのことに取り組んでいるという報告が以前なされていたと思いますが、その問題についてのその後の処理といいますか、解決というのはどのようになっているのでしょうか。

議長（大石哲雄）

教育長、梅本君。

教育長（梅本昭二三）

お答えいたします。

いじめ事例として、平成24年度で8件の報告を県教委に行っています。重大な事例、事案ではなくて、重大に至る手前で防いでいるというようなことがございまして、既に解決されています。本年度にあっては、現在、各学校から報告を受けている事案はございません。ちょっと重なってしまうんですけれども、よろしいですか。2つの項目が重なるんですが。

2番（木村政子）

はい。

教育長（梅本昭二三）

いじめがあった場合、どういうふうな解決策をしているのかということにつきまして、いじめがあった場合、いじめた者、いじめられた者相互に対して事実確認を行うとともに、両者が納得するまで話し合うこととしています。いじめは悪いこと、決して行ってはいけないことを認識させるとともに、保護者とも連携をとりながら指導しています。

また、事案があって話し合いをした後も、いじめが行われないか、経過観察を行うとともに、授業で扱い、子どもたち全体で考えるようにしています。

以上でございます。

2番（木村政子）

はい。ありがとうございます。

それでは、いじめ問題終わりました、体罰へ行ってよろしいでしょうか。

議長（大石哲雄）

体罰問題に。

2番（木村政子）

はい。よろしいですか。

議長（大石哲雄）

はい。体罰問題許しません。はい。

2番（木村政子）

それでは、2番の体罰問題についてお伺いいたします。

まず最初に、前回報告のあった9件の事例は調査中という報告であったと思います。その後の報告の結果について、まずご答弁をお願いいたします。

議長（大石哲雄）

教育長、梅本君。

教育長（梅本昭二三）

ご質問にお答えします。

平成24年度に、本町では教育職員の自己申告、児童・生徒の申告、見たという児童・生徒から9件の体罰があったということを調査中であるということだったんですけども、確認したところ、大事には至っていないんですけども、そのとおりであるということで県教委に報告いたしました。部活動で意識喚起のため、軽くたたいたり押ししたりした者が多く、けがをしたケースはなかったことを3月議会でご報告させていただいております。この報告9件の扱いについては、県教委と協議の上、学校長や私、教育長が当該職員に対して体罰の禁止、体罰は子どもとの信頼関係は築けない、保護者、地域の信頼が崩れることなどそんなことを指導するとともに、今後において体罰は絶対あってはならないことを厳重に注意を行っています。以上でございます。

2番（木村政子）

該当した教員に対しての処罰等が行われておりますか？

議長（大石哲雄）

教育長、梅本君。

教育長（梅本昭二三）

この服務監督権者は市町村教育委員会ですけれども、そちらの方で行う指導ということと、それが今回、厳重注意ということで行っております。県教委が行う懲戒処分があるのですけれども、これにつきましては新聞紙上では体罰に関する懸案として1件あげられております。だから職務監督権者としての教育委員会の指導でとどめております。以上でございます。

2番（木村政子）

それではガイドラインについてお尋ねしたいのですが、文部科学省の有識者会議がガイドラインというのを策定いたしました。ここでは勝利至上主義を否定いたしております。

す。

指導者と生徒との間で信頼関係があれば許されるという認識は誤りであるということがはっきりと明記されました。前回、私が質問させていただいた時に、町長のご答弁いただきまして、町長が子どもさんの時分に体罰かなと疑われるような、でもあれは自分としてはそういう風にはとらなかったというお話があったという風に聞いたわけですが、町長にこのガイドラインというのをどのように認識されているかお尋ねしたいと思いません。

議長（大石哲雄）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

教育委員会から体罰に対しての資料は、いろいろいただいております。ようよう最近、そのラインができたような感じと受けとめます。1年前にそういう体罰に対してラインがあったのかなかったのか、これは私はないと判断しています。こういう大津の問題等が起こってきて、文部科学省とか教育委員会はその体罰の基準を決めたと。ただ、その移行の期間に非常に混乱したような状況であったと。職員側からしてみたら体罰ではないと。そのラインに基づいた体罰になっていない。私はまだこのラインについては移行の期間であるというような考え方を持っております。

以前も言ったとおり、私の小学とか中学時代、先生方から受けた行為、愛情を持って受けたことが、今は体罰になり得るような事例になるというようなことも多々あるというような認識をしております。

以上でございます。

2番（木村政子）

今の町長の認識では、いかなる行為もやっぱり禁止されているという受けとめ方というふうに聞いてよろしいですか。

町長（小出隆道）

私は、やはり文部科学省が示した体罰のラインは、それは教師は守るべきであると私は判断しています。

以上です。

2番（木村政子）

教育長は、このガイドラインについていかがお考えでしょうか。

議長（大石哲雄）

教育長、梅本君。

教育長（梅本昭二三）

はい。お答えします。

まず、ガイドラインにつきましては、6月下旬に文部科学省からリーフレットを作成して各市町村教育委員会に配布する予定であるということを知っておりますので、まだきちんとしたものは手元に届いておりません。しかし、インターネットで見ますと、議員さんおっしゃるように文部科学省の有識者会議、運動部活動のあり方に関する調査研究協力者会議が、平成25年5月27日に運動部活動での指導のガイドライン「運動部活動のあり方に関する調査研究報告書～一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して～」を策定し、今後のよりどころとして出しています。その趣旨には、ちょっと長くなっても構いませんか。

2番（木村政子）

いいです。

教育長（梅本昭二三）

その趣旨として「運動部活動は学校教育の一環として、スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒の自主的、自発的な参加により、顧問の教員を初めとした関係者の取り組みや指導のもとに運動やスポーツを行うものであること。また、ガイドラインは今後の中学校、高等学校等の運動部活動の指導において必要であり考慮が望まれる基本的な事項、留意点を改めて整理し、示したものであること。ガイドラインを踏まえて各学校が運動部活動での具体的な指導のあり方、内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究を進め、それぞれの特色を生かした適切で効果的な指導を行うことにより運動部活動の一層充実を望む」と述べられています。

「運動部活動により、生徒の技術等の向上のみならず、生徒の生きる力の育成、豊かな学校生活の実現に意義を有するものとなることが大切である」とし、主なこととして「スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、異年齢の仲間、指導者と触れ合うことにより異なる人間関係の形成を図る」などの意義を述べています。肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別するように、運動部活動で教育上必要であると認められる指導行為と体罰等の許されない指導行為の具体例を挙げて示しています。

本ガイドラインは、教職員の心得の原理、原則的な内容を示し、原点に返って現状を振り返る機会や運動部活動のあり方を考えるガイドラインとして評価できると私は考えています。

以上でございます。

2番（木村政子）

はい。ありがとうございます。

議長（大石哲雄）

木村君。

2番（木村政子）

ただいま町長と教育長から、ガイドラインについて、おおむねそのとおり実行なさるんだらうというふうにとれるご答弁をいただきました。ところが、今世間一般に体罰があってもいいという体罰容認論というのが非常に根強いということは新聞報道でもいろいろ出てきております。朝日新聞が、この前運動部の出身者の4つの大学の卒業生510人からアンケートをとりましたら、そのうち62人が「体罰があってもいいと思う」という回答が出ております。「自分がもし運動部の監督やコーチになったら使うかもしれない」という方が45%という数字が出ておるわけです。

体罰を本当になくすためには、この体罰容認論という世論をやっばり変えていかない限り、暴力の連鎖というのがとまっていかないというふうに考えますので、今後そういう今の世の流れというのも十分にご認識いただいて、上富田町では体罰が1件も上がらなんだよという教育行政がしかれていきますように、また一般の運動に際してもそうでありますが、ぜひともそういうことで取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、教育問題については終わりたいと思います。

議長（大石哲雄）

具体的な取り組みをどう進めるかという回答は要りませんか。

2番（木村政子）

要りません。はい。今後の教育実践の中で深めていただきたいと思います。

議長（大石哲雄）

はい。それでは、教育問題についての質問を終了いたしまして、次に、男女共同参画推進条例制定と実効性についての質問を許可いたします。

2番（木村政子）

男女共同参画推進条例が平成24年10月1日に施行されました。条例制定は県下初ということで、上富田町の男女共同参画に対する積極的かつ前向きに取り組む姿勢に敬意を表したいと思います。

さて、この条例が施行されまして9カ月になろうとしておりますので、お尋ねいたしたいと思いますが、この条例にうたわれた内容の実効性の確保のためにどのような施策を講じられたのか、また今後どのようなことをなさろうとしているのか、まずその点についてお伺いいたします。

議長（大石哲雄）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

男女共同参画について答弁をさせていただきます。

上富田町では、この条例に関係なく、庁内、役場内に男女共同参画社会づくり推進委員会、町民の皆さんに参加していただきまして、男女共生まちづくり推進懇話会を設立しております。そういう中から、ご存じのように、平成22年4月に上富田町は男女共同参画基本計画をつくっております。条例では、いろいろなことがありますけれども、私はやはりこの基本計画をすることが必要かなと思っております。その中で、一例ではございますけれども、基本理念そのものも書かれております。また、何をするかという項目も書かれております。例えば、安心して子育てができる社会づくりにおきましては、保育のサービスの充実とかそういうものが思い当たります。上富田町は延長保育や一時保育、低年齢児保育、たまたまではございますけれども、この25年4月1日からはるかぜ保育所が開設されております。この保育所にはこの基本計画に基づきまして、そういうものが設立しております。一問一答形式なんで、次から次へ答弁は差し控えますけれども、やはり条例ではなしに、この基本計画に基づいて着実にしているということのご認識をいただけるようお願いしたいと思っております。

以上です。

議長（大石哲雄）

木村君。

2番（木村政子）

私も婦人会活動にかかわる中で、町民の女性の意識というのは確かに変わってきているように思います。それはやっぱり日本女性会議にここ五、六年代表を送っている、そのことが非常に大きなかわりを持っているというふうに私は認識しておりますが、町当局としては、この日本女性会議に毎年代表を送っていること、その成果についてどのようなご認識でしょうか。

町長（小出隆道）

日本女性会議に、毎年数名の方が参加していただいております。去年は仙台市、感想文もいただいております。その感想文を見ます。極端な例を言いますと、その感想文の内容を見て、できましたらこの参加した人々がそれぞれの地域に帰って、できたら啓発活動をしていただきたいと思いますと思っております。徳島県でことし開催される予定になっております。できましたら、そのような活動に対して今後町も支援し、ますます活動が活発になられることをご期待申し上げるのが実情でございます。

以上です。

議長（大石哲雄）

町長、ゆっくり答弁して下さい。町長て言いますから。

議長（大石哲雄）

はい、木村君。

2番（木村政子）

上富田町で基本条例が制定されたときに、県下の女性議員の中でも、上富田町すごいねという評価をみんなしていただいたんです。それはやっぱり女性ばかり先走っても男女共同参画というのうまく機能いたしませんので、やっぱり男性議員の男女共同参画に対する認識というの、きっと他の市町村議会より皆さんの認識が高いんだろなというふうに非常にうれしかったことを覚えておりますが、今回10月に県下で初めて条例施行町村ということでフォーラムが開かれるというふうに聞いておりますが、この点について、現在発表できることがあれば少しお話しいただけますか。

議長（大石哲雄）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

今のところは、内閣府と共同で主催し、10月5日にしますよということを聞いております。ただ、プログラム等については、若干の打ち合わせをしておりますけれども、ある程度まとまってきたような感じはします。ただ、上富田文化会館は800人の収容でございます。全て800人を収容するということは、ご存じのように前の部分でできませんので、できましたら収容人員に対して、ほかの県からどの程度の人に来てくれるのか、それに対して上富田町からどのようにするかということの検討は既に庁内ではされております。いずれにしましても、先日来からいろいろな集会で10月5日にそういうフォーラムをするんでご協力をいただきたいというふうにお願いしております。具体的にいいましたら、先日の保育所の運営審議会でもそのことを説明させていただきましてご協力を依頼したような状況でございます。

議長（大石哲雄）

はい、木村君。

2番（木村政子）

男女共同参画の場合、どれだけ進んだかというのが、数字ではなかなかあらわれない問題だと思うんです。人の気持ちの問題というのは数字にはあらわせませんので、感じとして、婦人会の役でも今までようせんよて言った人が、その女性会議で全国的に有名な方の講演を聞いて、やっぱりできることはせなあかんというふうに意識が変わってきて、役についても、やっぱり持っていくというふうに変ってきているというふうに

私は思いますけれども、いろいろな数値目標でいうと自治体の管理職の問題とかもあるわけですが、それは今回は質問いたしません。いろいろな協議会の中に占める女性の割合というのが、数値目標では一番その地方自治体での女性の立場をあらわす数字ではないかというふうに思いますので、その協議会、審議会、そういうあたりで女性の比率がどの程度なのかということをお答えいただきたいと思います。

議長（大石哲雄）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

その比率を具体的に示した数字は持ち合わせております。ただ、上富田町の一つのつらいところは、1万5,000人というような小さな町でございます。実は、この7月に都市計画審議委員さんの委員さんを改選する予定にしたんです。ところが、こういう専門分野で上富田町で審議委員になってくれる女性の方がおらんというようなことが多々あります。一方、民生委員会におきましては、大半の方が女性の立場でそういう仕事についていただくということがございまして、トータル的にどういうふうにするかという問題は出てきますけれども、個々の中で、例えば30%は女性で占めよというようなことを言われておりますけれども、上富田町のような小さな町では、専門的にはそういうことは難しいというご認識をいただけるようにできたらお願いします。

議長（大石哲雄）

木村君。

2番（木村政子）

ちょっと参考的に、その数字、言ってもらえますか。

議長（大石哲雄）

総務政策課長、山本君。

総務政策課長（山本敏章）

そうしますと、審議会並びに条例を制定している、いわゆる協議会ですけれども、全部で10人おられます。そのうち、委員総数が105です。現在のところ、女性委員数につきましては21です。パーセントでいいますと約20%が女性の割合を占めております。

以上です。

議長（大石哲雄）

木村君。

2番（木村政子）

20%だったら、私は1万5,000人の町としてはそんなに低い数字ではないと思

います。はい。ありがとうございます。

それでは、その条例の中に、基本理念に沿った共同参画の推進に関して「町の責務」、それから「事業者の責務」、「町民の責務」というふうに書かれてあるわけですが、この点について、今後どのような方法で取り組んでいかれるのか、その点についてお願いいたします。

議長（大石哲雄）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

この町の基本計画では、具体的に基本的な考え方も示されております。その中で、例えば家庭においての生活がふるさとづくりへの男女共同参画とか働く職場、要するに会社における役職等の問題とかセクシャルハラスメントに対する対応とか、男女間の人権を侵害する暴力の根絶とか、そういうものがうたわれています。私は、極端なこと言いましたら、この基本計画より上富田町の生涯学習が非常に素晴らしいなと思っております。1つは、生涯学習で、残念ながら委員さんの出席悪いんですけども「あしあと」という本を毎年3月末にしております。これは配布しております。そのことが、非常に県下的にも評価されています。なぜかといえば、この1年間にどういうことをしたということを各部署で上げて、その成果を出し、そういう形のものの中でこの基本計画の実効性が数字ではなしにあらわれてくると思いますので、今後とも生涯学習の中で男女共同参画事業というのをどう推進するかというのも議論の一つかなと思っておりますので、その点をご理解いただけるようお願いいたします。

議長（大石哲雄）

木村君。

2番（木村政子）

ちょっと待ってね。

議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時38分

議長（大石哲雄）

再開します。

2番（木村政子）

ごめんなさい、思い出した。何年か前に、その推進懇話会ができたぐらいのときですが、意識調査というのをやったと思うんです。男女共同参画に対する町民の意識がどれだけ変わってきたかというのを、やっぱり幾ら数字であらわしにくいといっても、やっぱり数字というのも大事だと思いますので、抽出の調査でいいと思うんですが、そういうアンケート調査をするお考えはありませんか。

議長（大石哲雄）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

この基本計画をつくるときに、そういうアンケート調査して、こういうグラフ化されてあります。ただ、できてからまだ2年とか3年の短い期間でございますので、極端なことというたら、私がやめた後、10年ぐらい後にこういうアンケート調査して、その実効性をあれするというのも一つの方法かなと考えております。

以上でございます。

議長（大石哲雄）

木村君。

2番（木村政子）

そうですか、二、三年ですか、まだ。それでは、5年後ぐらいをめどに、やっぱり10年というたら一昔というぐらい結構長いんで、5年めどぐらいで何とか考えていただきたいと思います。これは要望です。

それから、Dとかセクシャルハラスメントに対するそういう相談というのは、ないでしょうか。

議長（大石哲雄）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

まるっきりないという意味ではないです。あるのはあります。その場合は、県のそういう関係機関と相談しながら指導している実態でございます。ただ、言われるように大きな暴力行為とかそういうものはございませんけれども、やはり家庭内のいざこざがあるのは実情はあります。

2番（木村政子）

何件ぐらいありますか。

議長（大石哲雄）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

届け出は1年に1件とか2件ぐらいです。

2番（木村政子）

わかりました。

議長（大石哲雄）

木村君。

2番（木村政子）

それでは、町も随分と前向きに男女共同参画については取り組んでいただいておりますので、町民ともども、今後ますます共同参画社会を目指してともに頑張っていきたいというふうに考えまして、この問題についての質問を終わります。

以上で終わります。

議長（大石哲雄）

これで2番、木村君の質問を終わります。

10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き、一般質問を続けます。

7番、沖田公子君。

沖田君の質問は、一括方式です。

質問を許可いたします。

7番（沖田公子）

通告に従って、質問させていただきます。

最初に、がんの予防対策についてでございます。

前回に引き続いて2回目ですけれども、ピロリ菌検査の導入について質問いたします。

2011年2月に、政府は、ピロリ菌の感染が胃がんの発生の原因の一つであるということを初めて認めました。そして、ことし2月21日に、胃がんの大きな原因であるピロリ菌の感染による慢性胃炎について、除菌治療に用いる複数の薬剤を保険診療の対象に拡大することを承認いたしました。

日本人のピロリ菌感染者は3,500万人にも上るとされています。胃がんで亡くなる人は年間約5万人で、がんの死因の2位となっています。ピロリ菌除菌薬への保険適用が認められたことで、胃がんの死亡者数のみならず、今後の予防と患者数の減少も期待されるところです。ピロリ菌研究の第一人者である北海道大学の浅香正博特任教授は、ピロリ菌の検診と除菌の強化を通して胃がんは撲滅できると言われています。ピロリ菌の検査方法は、尿検査、血液検査、呼気検査などがありますが、住民の命を守るために、また医療費削減の観点からも、ピロリ菌検査の導入を実施していただきたい。

町長のお考えをお聞きします。

次に、乳幼児医療費の拡充についてでございます。

子育て世帯では、子育てに必要な支援についてどのようなものを望んでいるのかとの問いに、独立行政法人労働政策研究・研修機構が実施いたしました第2回子育て世帯全国調査の結果を見ますと、拡充してほしい法的支援として「金銭的支援」を上位に挙げる人が多くあります。中でも児童手当の増額が最も多く、次いで乳幼児医療費助成期間の延長の要望が多くなっています。これには、子育てにお金がかかるようになってきたという現実があります。

和歌山県下でも、多くの自治体が乳幼児医療費助成の対象年齢を拡大しつつあります。子どもの命を守る施策に自治体によって差があってはならないと思います。我が町においても、乳幼児医療費助成を拡大し、安心して子育てができる環境を整えていただきたいと思います。町長のご見解をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議長（大石哲雄）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

7番、沖田公子議員のご質問にお答えします。

1番目のがん予防対策についての中で、ピロリ菌の検査についてであります。本議会に予算として予防費に風疹のワクチン接種関係費用550万円を計上しています。私は、元気に生活してもらうには、日ごろからみずからの健康管理と事前予防としての健診、ワクチン接種等が必要性は考えております。しかし、現状の問題を捉まえて、少ない予算の中で判断する必要があります。今全国的に流行している風疹に対して県が県独自に風疹のワクチン接種費用、これは1人当たり5,000円するというふうに使われております。この地方では9,000円するらしいんです。極端に言うたら、県は5,000円は出しますよ、残りは個人が自治体で出してほしいよというようなこういう制度であります。町は、この事態の重要性を鑑み、風疹に対しては、余りにも後の問題が出てくるということで、町は全額負担して予算化しております。

ご質問のように、がんの予防対策でピロリ菌の検査ということではありますが、この場合に対しましては、いろいろなことが言われるとっております。1つは、胃がんの検査は一般的に俗に言うバリウムを飲んでレントゲンによる法と内視鏡による法があり、町は健康増進法に基づきまして、レントゲンによる法を実施しております。この場合は、個人負担としましては、国保の加入者は無料、その他の保険者は600円と個人的には安価な負担で検診ができますので受けるよう配慮しております。

一方、ピロリ菌についてであります。経口感染、要するに口からの感染が主で、環境による感染度合いが異なりますが、下水道の整備がおくれている地域が多く、日本では50歳以上の方は60%から80%感染していると言われております。感染率が、もう既に大半の人がピロリ菌持っているので、検査してももう効果ないんで、むしろピロリ菌を除菌する方法を考える必要があるのではなからうかと思っております。

私としましては、今の現状では、やはりがん対策を、発見するにはバリウムとか内視鏡による方法が一般的で、町としましては現状のことをお願いしたいと思っております。

2番目の問題でございますが、乳幼児の医療費の拡大の中で、小・中学生の医療費の無料の問題、県下的に見ても過疎地域の指定を受けている市町村が無料化が進んでおります。大きな市部、要するに和歌山市とか田辺市とかは無料化が進んでいません。これは一般的に考えましたら、財政的な負担が地方自治体として大きくなるからでございます。このような財政問題で保険行政の格差が出てくることは残念ですが、これをちょっと別の面から見ますと、ある町では15歳の医療費まで無料化している。要するに、中学生までは医療費無料にしますよとしております。この町は過疎地域の指定を受け、県が公表している町の財政状況を見れば、町で税金として4億円、人件費が6億円で、要するに人件費をその町でもよう間に合わすことができないんですけれども、地方交付税が21億円交付され、1人当たりの交付金は約44万円となっております。

上富田町は、税収は約15億円で、人件費は8億7,000万円となっております。また、地方交付税は18億6,000万円で、1人当たりの交付税は12万5,000円と、1人当たりでは30万円も差が出てくるような状況でございます。

このように、財政的に、片方は自分の町の人件費も賄えんところは無料、上富田町のように努力しているところは無料にできないというような行政格差が出たのが実態で、私としては、残念ながらこういうものに対してはいろいろな要望しておりますけれども、今の実情は財政の確保が難しいと判断しております。

そういう形の中で、今後、年次的に庁舎の耐震とか大規模災害に対しての防災施設とか庁舎の統合、給食問題がございまして、財政が安定したら1つはできるということも言えますけれども、財政が安定していないときは1点はできません。また、単年度でい

きますと農業の振興に農業振興協議会とか、先ほど三浦議員からご質問ありましたように商工業の振興に商工会とか、児童福祉に対して保育所の運営に、特に上富田町は2億も保育所の運営に負担しているのが実態でございます。もし、沖田議員の言われるように医療費を無料にするとすれば、例えば保育所の保育の値上げをすとか、ほかのことで捻出する必要が出てきます。その場合に、無料化してでもそういうものをするかということが非常に問題になってきます。

私は今、各審議会、例えば保育所の運営審議会でも言うとります。ことしは、今の経済状況から見たら保育所の運営は難しいけれども、これはいつかの時点で値上げさせていただく時期も来るとのことのご認識をお願いしたい。要するに、財政が圧迫したときにどういう負担をなされるかということも検討していただいて、それでも医療費を無料化するかということを検討いただけるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（大石哲雄）

町長、確認ですけれども、町の健康診断で胃がん検診の場合、国保加入者は無料で、以外の方は600円ということですね。はい。

7番（沖田公子）

がんの予防対策についてでございますけれども、町のほうはいろいろな健診をしていただいて、本当に無料とか、本当に金額の少ない中で受けられるようにしていただいていますこと、本当にありがたいと思います。本当にがんというのは、病気の症状が自分でもわからないですね。だから、表に出たときはもう症状が本当に進んでいる状態なんですよ。そんなんで、毎回健診を受けるということが本当に大事なことだと思うんです。

あるご婦人の方ですけれども、今回、毎회가んの検診を受けておられて、前回は何もなかったのに今回は早く病院へ行きなさいということで病院行きましたら、もうがんがありました。だけど、やっぱり毎回検診受けているんで早期発見ということで、早く少ない入院でまた今元気に暮らしておられます。本当にそういうふうによっぱり検診を受けるということは大変大事な事かなと思います。

胃がんに対してのピロリ菌ですけれども、これはバリウムで飲んであるかないかという以前に、ピロリ菌があるかないかということによって、それが慢性の胃潰瘍とか移行して、今ある意味胃がんになっていく、そういう、もう98%、95%これはピロリ菌によってそういうふういろいろな胃がんになっていく傾向が引き起こされるということなんですね。

ピロリ菌の除菌をするというのは、胃がんになったかならないかとか、胃がんを取る

とかという問題じゃなくて、その以前に、どれだけ自分の体の中にピロリ菌があるかということ、もう検診で見つけていただいたら、それによって治療のほうに向けていきますので、もう胃がんで亡くなるとか、胃がんを切るとか、そういうことがなくなってくるわけです。この間も、ちょっとお話しさせていただいたら、病院行ったら、もう胃がんで3分の2切ったんですとおっしゃられた方もおられます。今3分の2切っても元気で過ごしておられる方多いですけども、だけど本当に以前にこういうふうに検査、ピロリ菌あるかないかの有無、それはピロリ菌はなくすことで胃がんで苦しむ、亡くなるということが減っていきますので、その点を考慮していただいて、上富田町からもう胃がんを撲滅していこうというふうなそういうふうな形で胃がんの血液でも何でもよろしいですけども、その検査を入れていただけたら、それにまた検診を受ける方が多くなって、自分のお腹の中のピロリ菌がどれだけあるかということ、自己認識しましたら病院のほうにまた行かれると思うんです。その点を酌んでいただいて、何とか検診の中にピロリ菌の検査を入れていただきたいなというふうに思いますので、その点も重ねてお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

また、この乳幼児医療費の拡充についてでございますけれども、財政的な問題がありますので、本当に上富田町は厳しいかなというふうに感じておりますけれども、最近は幼児とかのときは今無料化になっておりますけれども、本当に物すごくやっぱりお母さん、お父さんの方たちはすごく感謝しているんです。だけど、小学校上がったとたんにまた医療費が要るようになっていくわけです。小・中学校まで拡充していただいたら本当にありがたいかなと思うんですけども、財政状況厳しいですので、何とか低学年だけでも拡充していただけたら、まずは小さいお子さんからお願いできたらと思うんです。今はもうアレルギー疾患とか本当に最近ふえてきておりますので、なかなか幼児、学校に入りましてもそういうふうな病気とかいろいろな持病とか持っておられる方とか、そういう方たちが本当に生活に負担が重くのしかかってくるということがございますので、その点前向きに何とか取り組んでいただけたらなというふうに感じるんですけども、ぜひまたその点、ちょっとご答弁いただけたらよろしく申し上げます。

議長（大石哲雄）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

ちょっとほかの資料、読ませていただきます。胃潰瘍や十二指腸潰瘍の90%以上でピロリ菌が陽性を占めているとされ、近年になってがんの発症にも大きく関係しているのがわかってきました。ただし、ピロリ菌が陽性でも潰瘍にならない人、陰性でも潰瘍になる人がいて、ピロリ菌だけが十二指腸潰瘍の原因とは言えません。ストレスとか暴

飲暴食、喫煙、体質など、ほかの要因も深く考えられると言えます。

ピロリ菌の検査で何がわかるかと言うたら、胃とか十二指腸潰瘍を繰り返して再発するその原因としてピロリ菌が関与しているかどうかを調べます。陽性となればピロリ菌の関与が濃厚になるし、また最近の研究では胃がんの発生との関連も注目されており、陽性の場合にはさらに検査が望ましいということで、ピロリ菌の検査することによって全て胃がんが防げるといようなことにはならないと思うんです。それはやはり先ほどからお話しありましたように、検診では早期発見をする、事前に胃潰瘍とか十二指腸潰瘍を防ぐとするならば、日本人の大半はピロリ菌を保菌していますので、みずからが検査してその除菌の対策をしていただけるようお願いしたいと思っております。

次に、医療費の無料の問題でございますけれども、乳幼児までに対しては町負担は今のところ1,175万2,000円ぐらいがっているらしいんです。これが小学生まで拡大したら約4,000万円ぐらい、中学生まで拡大したら6,000万円ぐらいにふえると思っております。今の段階におきましては、先ほど答弁しましたように、やはりこれだけの負担をするだけの町は余裕がないと思います。できましたら、こういう問題につきましては、和歌山県とか国そのものが、沖田公子先生の言われるような無料にするんだったら、国そのものが中学生まで医療費を無料化するという制度をすることが必要になってくると思っております。できましたら、沖田さんは公明党でございます。公明党の施策として中学生まで無料化するというのを、できたら国会で決めていただけるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時09分

議長（大石哲雄）

再開します。

7番（沖田公子）

答弁ありがとうございます。

ピロリ菌というのも、胃がんの全ての原因ではなくて、いろいろな今おっしゃられました、町長がおっしゃられましたそういう暴飲暴食とかそういうストレスとか、そうい

うのも重なってきていることは事実でございますけれども、本当にいろいろな病気の胃がんの大きな原因としましたらピロリ菌ということはもう国のほうでも認めて、慢性の治療まで保険適用となっておりますので、その点を考慮していただきたいなと思います。

そして、乳幼児医療費の無料拡充についてでございますけれども、財政的にも厳しいですので、なかなかできないと思いますけれども、ちょっとど忘れして……

議長（大石哲雄）

まあ、ゆっくりやってください。

7番（沖田公子）

厳しいような状況でございますけれども、何とか、和歌山県下でも状況を見ましたら、本当に大きく前進しているんです。今町長さんもおっしゃられましたですけれども、私も公明党の議員でございます。乳幼児の小学校上がるまでの拡充、本当に公明党はしっかり頑張って国の補助を取りつけたんですね。町長さんがおっしゃられるように、もう本当に小・中学校までまた補助ができますように頑張ってまいりたいと思いますけれども、今後ともどうぞ前向きによろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議長（大石哲雄）

答弁要りますか。

7番（沖田公子）

要らないです。

議長（大石哲雄）

要らない。はい。

それでは、これで7番、沖田公子君の質問を終わります。

1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前 11時11分

再開 午後 1時30分

議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き、一般質問を続けます。

12番、井澗君。

井澗君の質問は、一括方式です。

質問を許可いたします。

12番（井潤 治）

私は、住民が主人公の町政、住民の良心が輝く町政を目指す、その立場で質問したいと思います。

町を歩きますと今、「井潤さん、アベノミクスで何なよ」とよく聞かれるんです。私はにこにこしながら、どんなに考えるんなよって聞くんですけども「何か知らんけどよくわからんねん」というのが物すごく多いんです。ただ「いや、でも実感しやるか」と言うたらね、やはり「実感はしないよ」と。「実感で、何かわからんね」と言うんですね。

日曜日の昼ご飯食べて、座っていますと電話かかってきました。これ本当の話ですよ。75以上、80とか言うてましたわ。名前を名乗ったおじいさんでした。その人が言うんです。井潤さん、私、こうこうの者ですけども、ちょっと聞いてほしいんやと言うんです。

議長（大石哲雄）

年齢も聞いたんですか。

12番（井潤 治）

聞きました。「何ですか」と言うたら、「井潤さん、民主かみとんだというの出しやるな。今度質問で年金とか何とかやるらしい」と。「年金切り下げてる、ほんまの話か」と、こう言うんです。「どうしてですか、本当にやるんですよ」と。「私年金についても民報に書きましたし、何ぞありますか」と言うたら、「いやあもうこれで年金切られたらもうどうにもならん」と。私は2カ月分として7万円ちょっとだと言うてました。毎日医者通いで、その医者通いも、もう年なので免許証取り上げられたと。どうしてもタクシーを使わないと行けないとのこと。それで何回も行くわけにいかんねと。これ何とか町長さんに言うてくれよと、こう言うんですね。町長さんに言うても、私は言いますけれども、そういう話があったというのはお伝えしますと。それでいろいろと20分ほど話をしました。アベノミクスについても質問はしてきました。20分ほどしましてから、ああすっきりしたと、よう聞いてくれましたということで電話切ってくれたんです。そのときに私言うたんです。町長には言うときますけれども、上富田の小出町長は町民のためしっかりいい政治をするって頑張ってくれていますよと。ぜひちゃんと言うときますんで言うておきました。町長さん、ひとつよろしゅうお願いしときます。

まず、1番の年金引き下げの問題です。

もうこれほど年金が引き下げられたらどうにもならないという人が、年金受給者の人にすごく多いんですね。年金、たくさんのお金を得ている人はどうか知りませんが、これ以上削られたらどうにもならんという人が多いんです。今回、私は町民の生活

に直結するようなことばかりを取り上げて、そして質問したいと思っています。

まず、一番初めは、今言った年金引き下げの問題です。

まず、1つの問題は、年金引き下げについて2012年 24年4月以降のどのような年次で引き下げをされるのかということをもっとお聞きしておきたいと思います。それは国民年金もそうですし、厚生年金についてもそれぞれお願いしたいと思います。

そして、2015年7月以降は2013年7月からの引き下げ額の合計、率、これについても承知されておれば教えていただきたいと思います。それぞれ国民年金、それから厚生年金の標準的な年金額に対してのその減額の状況を聞きたいと思います。それから、それぞれの年金の上富田における受給者数をお聞きしたいというふうに思います。まず、これは事務方にぜひともお願いしたいというふうに思っております。あと、云々の問題につきましては、2回目のときに聞きたいというふうに思います。

次に、消費税の問題です。

まず、消費税についての引き上げについての環境をどう捉えるかという問題です。

ご承知のように、消費税というのは最悪の税金です。まず、貧しい人の暮らしを直撃します。誰も、暮らしにかけられる税ですから負担を避けることはできないんです。そこで、消費税を取られるということは大変なことだということが言われていて、どれだけどういうふうになるかということが言われているわけです。

そこで、消費税率で、消費税引き上げの年次に沿って、一遍試算したのをお聞きしたいというふうに思います。

1つは、町民全体で年間の納める金額について、消費税率を5%の場合、8%の場合、10%の場合。それから、それを町民1人当たりになると年間どういうふうになるかと、世帯割にしますとどういうふうになるかと、そういうのをお聞きしたいと思います。

消費税の問題の計算をするのに、実際まだ8%も10%も導入されたわけではありませんから、計算しにくいと思うんですけども、これは推計でやるよりしようがないんです。実際一人一人調べるわけにはいきませんから。だから推計でお願いいたします。

次に……

議長（大石哲雄）

井潤委員、その3の引き上げると、8%と10%の場合になっておるんですが、5%の場合は特に書かれていないんですけども。

12番（井潤 治）

はい。書かれていないんですけども、打ち合わせのときに言っております。5%、8%、10%について、それぞれ金額を出していただいて、今言いましたように町民1人当たり、それから世帯当たりに対してのどれだけ負担増になるかということをお聞き

したいと思います。

次に、消費税の増税が町民の暮らしにどういうふうに直撃するかということで、お聞きしたいと思いますが、これにつきましても1番の問題と同じように、2回目のときに具体的にお答えを願いたいというように思います。まず、事務方からその数字をお願いしたいと思います。

次に、3番目のTPP 環太平洋経済連携協定の問題であります。

この問題につきましても、政府はこれに参加を表明しております。まず、TPPというのは、いろいろな意味で町民の暮らしを直撃してきます。町民の側に立って、町自身の立場に立って、どう影響してくるか、どう捉えているか、お聞きしたいと思います。

TPPの最大の課題は、TPP協定は例外なき関税の撤廃を原則にしています。必要なことは交渉でやるんだと日本政府は言っておりますけれども、少なくとも大多数の国が、そこに参加する国のほとんどは7年以内に、どんなに約束していても全品目の関税撤廃を支持し、除外を求める国はないとされています。本当に、また日本はアメリカとの関係で、米議会の承認を必要とする3つの条件があります。自動車、保険、牛肉です。しかも、これは向こうの米議会で12日間の審議を経た上で承認されないと参加できないということになっております。こういうようなことがある中で、さらにそれに輪をかけて、アメリカは、非関税障壁の撤廃をも言うてきております。

こういうことの中で、TPPに参加することが本当にどういうふうになってくるのか、市場としての捉えを聞きたいというふうに思います。

TPPについて、もう少し触れていきますと、2011年4月に内閣官房が国民的議論としての日本にある諸団体、あらゆる団体ですけれども、意見を取りまとめました。団体数48団体に答えを聞いたらしいんですけれども、この団体中、参加を反対した団体が17団体、それから参加に懸念を表明した団体が16団体、それから今言った参加に反対した団体、懸念をした団体というのは全体の33団体で、全体の7割によるものです。

一方、地方六団体はどういう態度をとったかといいますと、全国市町議会議長は慎重な対応という態度をとりました。全国市長会は慎重に判断することという態度をとりました。全国知事会は、国民的議論を行う必要があるというふうになりました。それから、全国町村会と全国町村議長会は明確にTPPに反対の表明を主張いたしました。こういう中で、首長としてどういうふうにお考えなのか、お聞きしたいというふうに思います。

次に、原発の問題であります。

東京電力の福島第一原子力発電所の事故から、もう既に2年3カ月が過ぎ去りました。なのに、まだ収束はもちろんのこと、原因究明さえもできないままに放置されておしま

す。事故からまだ2年3カ月たっても、まだ福島県民の15万4,000人が県の内外で避難生活を強いられています。この事実を我が身に置きかえてみると、どういうふうな気持ちになるでしょうか、皆さん。ふるさとに帰りたくても帰れない。ふるさとに家があるのにその家に帰れない。ふるさとに田んぼがあるにもかかわらず、その田んぼを使えない。そういうことを置きかえてみたらどういうふうになるか。それから、セイタカアワダチソウが伸び放題に、その跡地に放置されている土地に出ているそうであります。住宅荒れ放題で、まさにそこにいろいろな野生の動物が住みついているというふうに言われております。

そこで、地元の人たちは今何て言うてるかといいますと、原発と人間はもう共存できないというふうに言っております。

さらにまた、汚染水が、今汚染水をためこんでいるわけですがけれども、敷地内には814のタンクにも保管されています。これがまだ増設中で、高さ11メートル、容量1,000トンのタンクも2日半でいっぱいになると言われております。既に汚染水の貯蔵量は27万トンに達し、敷地に増設の70万トンが限界だということをつくっているんですけれども、それももう間もなくなくなるというように言われております。

そういう中であって、この原子力発電所の事故から、これは全国民の本当に関心事だと思います。ふるさとを持つ国民であれば、この問題を避けて通れない、考えずに通れない、避けて通れない、そういうふうに思います。上富田町では、福島の子供を預かって、そしていろいろと遊んでもらうという夏場のことを取り組みしております。そういう取り組みをしている、そういう町であるということ踏まえた上で、どういうふうに教訓を引き出していくかというようにいきたいと思っております。

それから、原発ゼロにつきましては、こういう中であって、原発ゼロの動きが全国的に動いております。また、それは2回目で具体的に申し上げたいと思っておりますが、町長は、この原発ゼロの世論に対して、反対の立場なのか賛成の立場なのかということをお聞きしたいと思っております。

3番目については、2回目に譲りたいと思っております。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（大石哲雄）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

12番、井濤議員さんのご質問にお答えします。

先ほどからお話しありましたように、1番の年金の引き下げ、細部項目3つと2番の消費税引き下げにつきましては、ご指名、事務局方ということなんで、私のほうからは

答弁は控えさせていただきます。

3番目のTPPについてのことですけれども、既に安倍内閣はTPPについて交渉に入ると決めています。全国町村会では、1つとしては、これまでTPP交渉の参加反対を求めてきており、今回の参加表明は遺憾であること、2番目としましては国益が確保できない場合は速やかに脱退を決断すること、3番目としては最終合意の決定前に国民に情報を開示し、説明責任を果たすこと、4番目としましてはTPPの参加による都市と地方の格差の拡大への懸念に対し、国土の均衡ある発展について長期計画を策定することを政府に申し入れているということを表示されております。

次に、ご質問の町民にどのような影響が出てくるかについてでございますけれども、立場が変われば影響の度合いは違ってくるかと認識しております。例えば、農産物を非課税となれば、外国産農産物と上富田産の農産物について、価格比較すれば外国農産物が有利として農業経営が厳しくなります。一方、消費者側につきましては、安い農産物を手に入れることができ、家計は助かります。ここでお願いしたいことは、TPPよりも国内農産物の消費量が年々少なくなってきたという中で、国民の皆さんには国内農産物を積極的に消費していただく。例えば、温州ミカンでありましたら、一時は300万トンの生産消費があったのが、今は100万トンに落ちているという現状がございます。

私は、上富田町の農産物は安全・安心を基本としているので、町民の皆さんには上富田町産の国内産の農産物の消費をお願いしたいと思っております。また、日本は食糧自給率が低く、政府目標は50%に置いてあります。これも国民の皆さんが米を主体に消費し、農産物を価格だけではなく、将来の日本のためにもみずからが率先して国内農産物を消費していただけるようお願いしたい。できれば共産党の皆さんも、いかなる協定が結ばれても、強い日本を目指すならば率先して国内農産物の消費を進めていただけるようお願いしたいと思います。

一方、上富田町は、統計上、平成22年度の農業総生産額は約15億7,000万円で、工業関係に至りましては製造、加工、賃金その他含めて約225億となっており、その一部の製品は輸出されます。TPPの協定締結に輸出される製品がふえる可能性も高く、関係する作業によっては異なりますが、町自体も微妙な状況にあることのご理解をいただけるようお願いいたします。基本は、いかなる協定を締結しようとも、国益を求め、国民の皆さんが国内農産物、生活物資を購入してくれるようお願いしたいものです。

自治体の長としての考えとしましては、私は全国町村会の方針に基づきまして行動するというをお誓いします。

4番目の原発即時ゼロ、自然エネルギーへの転換世論についてであります。私は福島県原子力発電所の今回の事故に対しては、自然災害も含め、全ての原因に対して安全

性に対する技術の確保がされていなかったと判断しております。事故が起こったのは、安全性は確保していなかったと思っております。一方、日本の電力発電量の割合は、石油、石炭、ガス等の化石類が61.7%、この問題につきましては価格の高騰とか数量の確保が問題になってくるようなことが今日報道されております。原子力は29.2%、水力が8%、その他新エネルギーですけれども1.1%の割合となっております。

そこで、原子力発電に対しては共産党は即時ゼロと言っておりますけれども、共産党は即時という意味は一月後をいうのか、1年後をいうのか、5年後をいうのか、10年後をいうのかということは教えていただきたい。その場合の電力の確保はどのようにするのか。電力状況がどのようになるか。今世界でこの問題が議論されております。電力不足の振興国では、原子力発電施設の検討がされていますし、チェルノブイリ原子力発電所事故が発生したロシア、またスリーマイル島原子力発電所事故が発生したアメリカでも全ての原子力発電所が停止していない状況で、相当の数の原子力が稼働されております。

ドイツでは、原子力発電所の割合を低くする政策をとり、結果、電力料金が上がり、中小企業が操業に支障が出るということが報告されています。しかし、原子力発電に対しては、基本的にはいかなることがあっても安全確保が必要で、その上に立った上で必要電力量の確保、国民生活に影響が出ないような電力料金の体系の確立や自然エネルギーの転換等を検討しながら、国全体のエネルギー対策を論じる必要等がございます、我々としては国の施策であると認識しております。

以上でございます。

議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、原君。

住民生活課企画員（原 宗男）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えします。

私からは、年金の引き下げについてお答えします。

年金の引き下げについて、2012年4月以降、どの年次に沿って引き下げられるかについてですが、まず国民年金では、平成23年度の月額受給額は平成22年度より0.4%の引き下げがあり、老齢基礎年金40年満額の場合で6万5,741円、障害基礎年金1級では8万2,175円、2級で6万5,741円、遺族基礎年金で同じく6万5,741円になっています。

平成24年、25年度では、平成23年度より0.3%の引き下げがあり、老齢基礎年金では6万5,541円、障害基礎年金1級では8万1,925円、2級で6万5,541円、遺族基礎年金で同じく6万5,541円となっています。平成25年10月

では、さらに1%引き下げられる予定であり、推計になりますが、老齢基礎年金40年満額の場合で月額6万4,886円、障害基礎年金1級で8万1,105円、2級で6万4,886円、遺族基礎年金で同じく6万4,886円になると推計されます。

続いて、厚生年金についてですが、国民年金と同様に、同じ率で引き下げがされています。標準的な年金額の例として、夫が平均的収入、平均標準報酬36万円で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の給付水準額が、平成23年度で月額23万1,648円、平成24年、25年度では23万940円となっています。平成25年10月では22万8,632円になると推計されます。

続いて、2015年4月以降は、2013年10月から引き下げ率の合計はどうかについてですが、国民年金、厚生年金とも物価変動がほとんどないという前提により、2013年10月には1%の引き下げ、2014年4月にはさらに1%の引き下げ、2015年4月にも0.5%引き下げられる予定であり、合計で2.5%引き下げられることになっております。

2015年10月の1%の減では、老齢基礎年金40年満額の場合で年額7,865円の減額、月額では655円の減額となり、受給額は年額で77万8,635円、月額では6万4,886円になると推計されます。障害基礎年金1級では年額9,831円の減額で、月額では819円の減額となり、受給額は年額で97万3,269円、月額では8万1,105円になると推計されております。障害基礎年金2級及び遺族基礎年金については、老齢基礎年金と同額になります。

厚生年金では、夫が平均的収入、平均標準報酬36万円で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の給付水準を例として、年額2万7,713円の減額、月額では2,309円の減額となり、受給額は年額で274万3,587円、月額では22万8,632円になると推計されます。

平成26年4月の1%の減では老齢基礎年金で年額7,786円の減額、月額では648円の減額となり、受給額は年額で77万849円、月額では6万4,237円になると推計されます。障害基礎年金1級では年額9,732円の減額、月額では811円の減額となり、受給額は年額96万3,537円、月額では8万294円となると推計されております。障害基礎年金2級及び遺族基礎年金については、老齢基礎年金と同額になります。

厚生年金では、年額2万7,435円の減額、月額では2,286円の減額となり、受給額は年額では271万6,152円、月額では22万6,346円になると推計されます。

続いて、最後27年4月の0.5%の減では、老齢基礎年金で年額3,854円の減

額、月額では321円の減額となり、受給額は年額で76万995円、月額では6万3,916円になると推計されます。障害基礎年金1級では年額4,817円の減額、月額では401円の減額となり、受給額は年額で95万8,720円、月額では7万9,893円になると推計されます。障害基礎年金2級及び遺族基礎年金については、老齢基礎年金と同額でございます。

厚生年金では、年額1万3,580円の減額、月額では1,131円の減額となり、受給額では年額270万2,572円、月額では22万5,214円となると推計されております。

続いて、年金受給者件数ですけれども、平成24年度の集計の数字になりますが、国民年金受給権者で合計3,964件、厚生年金受給権者では合計3,603件になります。

以上、よろしくお願いたします。

議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、水口君。

総務政策課企画員（水口和洋）

12番、井潤議員さんのご質問にお答えいたします。

私のほうからは、消費税率の引き上げについての税率の引き上げは年次に沿ってどう引き上げられるかということで、消費税の引き上げについては平成26年4月に現行の5%から8%に、平成27年10月には8%から10%に2段階で引き上げられる予定となっております。ただし、この増税法には消費税率の引き上げに当たっての措置、いわゆる景気条項と呼ばれる附則があり、必ずこの時期に上がると決まったわけではなく、税率引き上げの条件としまして、経済成長率で名目3%、実質2%を目指すと明記されています。消費税率の引き上げに係る改正規定の施行前に経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め、所要の措置を講じるとされております。この経済状況の判断時期につきましては、25年秋ぐらいに判断されるであろうとの予測になっております。

続きまして、の引き上げられると町民の負担はどうかということで、8%と10%の場合ということでお答えいたします。

平成25年度当初予算の予算額、地方消費税交付金を用いまして消費税額を算出し、平成25年5月末の住基人口で1人当たりの税額を算出し、現行税率と8%の場合、10%の場合の増加時の差額を示しております。町内の消費税額を推計する方法につきましては、地方消費税交付金で推計するよりほかに方法がございませんので、25年度当初予算の地方消費税交付金より、大変粗い計算にはなりますが、推計を行いました。2

5年度の当初予算の地方消費税交付金は1億1,500万円、これを推計しますと現行の消費税5%は1億5,000万円となります。

次に、町民負担について、平成25年5月末の住民基本台帳人口は1万5,345人で、参考としまして世帯数は6,468世帯となります。現行5%での消費税額は町民1人当たり7万4,942円、1世帯あたりは17万7,798円となっています。8%では町民1人当たり11万9,908円、1世帯あたりは28万4,477円、10%では町民1人当たり14万9,885円、1世帯あたりは35万5,596円と消費税額を推計しております。

5%から8%になった場合の増加額ですが、町民1人当たりでは4万4,966円の増加となります。1世帯あたりでは10万6,679円の増加となります。8%から10%になった場合の増加額は、町民1人当たりでは2万9,977円の増加、1世帯あたりでは7万1,119円の増加となります。また、5%から10%になった場合の増加額につきまして、町民1人当たりでは7万4,943円の増加となります。1世帯あたりでは17万7,798円の増加となります。

消費税全体額ですが、現行5%では1億5,000万円、8%では1億8,400万円、10%では2億300万円となります。

以上が、地方消費税交付金により単純計算により推計した消費税額でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

まず、年金の問題であります。

今、町当局の事務方から詳しいお話がありました。まさに大変な引き上げになるということでもあります。私が計算したのと若干だけ数字が違うんですけども、町の数字で分析したいというふうに思います。

最初の前に、年金は2001年から2002年までは下げられておりません。2003年には0.9%、2004年には0.3%、2011年には0.4%、それから2012年には0.3%、あと当局の説明どおりであります。しかし、これ仮に2.5%下げられますと全体で4.4%の年金が引き下がるという勘定になるんです。それだけ先知っていただきたいというふうに思います。

次に、今当局からお話がありましたように、国民年金では、町当局の数字をいらいますと、月当たりの年額は、これはもう老齢基礎年金のだけ、障害年金は別にしておりません、全然考えていません、年金だけを例にとります。月当たり1,624円の減額にな

ります。年当たり1万9,488円の年金が削られるということになるわけです、1人当たりになりますと。厚生年金では月5,725円、年6万8,760円の年金引き下げと、こういうふうになるわけですね、平均しますと。私が計算したら、ちょっと若干数字は違うんですけども、まあよう似たようなもんです。だから、町のを採用しておきます。それを仮に国民年金は3,964人の年金削減額としますとこの上富田町におけるところの影響が、それに掛け算をしますと643万7,536円引き下げられていると。つまり収入がなくなったということになるんですね。それだけ経済へ影響してきているというふうになります。

それから、年にしますと7,725万432円というのになります、計算しますと。厚生年金3,603人、月当たりになりますと5,725円ということでした。掛け算しますと2,062万7,175円削られたことになるんですね。それから、年間にしますと6万8,760円、1人当たり削られますから掛け算しますと2億4,774万2,280円、これだけの年金が上富田の住民の中に落ちてこないということなんです。もう大変なことになると思うんですね。これはあくまでも推計の数字の、実際の数字ではないですけども、そういうことです。

これを仮に合計、上と下と、国民年金と厚生年金、なぜかといえばこの3,964人と3,603人というのは、もう上富田の人口の半分以上の人が年金の暮らしをしているということになるわけですね。としますと、月当たりにしてその合計をしますと、月当たりだけを合計しますと2,706万4,711円の要するに減収になるんですね。それだけこの上富田の経済、この地域の経済に落ちてこないということなんです。年当たりになりますと3億2,499万2,712円、これだけのお金が落ちてこないということなんです。これは大変なことだと思うんです、町長さん。ほんまに年金生活者、もうこれ以上やっていけないというのは無理ないと思うんです。

ですから、これはもう大変なことになるんじゃないかというふうに思うんで、あとからその所見をお聞きしたいと思います。

次に、消費税の問題です。

消費税、非常に出しにくい地方消費税分、つまり1%分の半分が地方へ来ておりますので、それに基づいて推計されるて、もうこれがもう普通的手段なんですけれども、その1%分の0.5%をどうするかというのは、いろいろ計算方法があります。これはもう私は知っているところなんですけれども、それによると上富田では、当局が答えましたように5%では11億5,000万円、8%で18億4,000万、それから10%では23億円とこうなっているわけですね。町民1人当たりになりますと、5%で7万4,942円だったのが10%になったら14万9,885円、つまり2倍になるわけです

ね。今まで5%で買っていたものがあと5%のお金、収入がなかったらその物を買えないという状況が生まれてくるわけです。それが10%値上げですね。それはそうなります。ですから、そういうふうになります。

あと、消費税と年金者の暮らし、年金者とリンクしてみたらどうなるかといいますと、年金引き下げ分のマイナス2.5%に消費税10%分の1人当たり乗せたときの年金者の負担がどういうふうな額になるかということをやってみました。そうしますと、国民年金の場合、1カ年で年金引き下げが1万9,488円引き下げられるということをやさき言いました。これはもう当局がおっしゃいました。消費税も平均したら14万9,885円が削られていました。これは年金が引き下がったということは、年金引き下がった上にさらに消費税が重なるわけですから、住民負担としたらその合計である16万9,373円ということが負担増になるわけですね、最終的には。それでなかったら生活できなくなるわけです。それがなくなるわけですね。

厚生年金の場合は、年金引き下げ、年間で6万8,760円というふうに当局が言いました。それに消費税分の10%分、1人分を足しますと21万8,645円。つまり上富田の人口の半分以上の年金者が、こういう影響を、消費税の10%の値上げというのはまだ決まっていらないでしょう、あくまでこれ決まっていらないんですけども、なるということなんです。年金は削られる、消費税が引き上げられるということは、数字で見たらこういうふうになるんですね。

ですから、町長、これはやっぱりこういう事実をつかんだときに、町民と町民の代表としたら町長はやっぱり相当悩んでいるのではないかというふうに私は思うんです。ですから、もう一遍言いますが、国民年金と消費税の引き上げ分とをリンクしますと、国民年金では年間16万9,373円の負担増、厚生年金では21万8,645円の負担増となるわけですね。そして、これを国民年金と厚生年金の年金額からこれを全部使ったものと引いてみますと、国民年金は年間、あと残るのは59万7,622円しか残らない。厚生年金の方は248万3,927円しか残らない。これで果たして実際生活やっていけるかと。

アベノミクスは、いろいろなことを言われております。でも、なぜ実態がわからんかいうたら、こういう年金の引き下げが予定されていて、それを計算したやつが朝日新聞、読売のところでしたが、赤旗にも載っていますが朝日新聞、毎日にも載っていました。それを読んだ人たちが言うんです。計算してみても言うわけ。これは大変なことやなと。ほんまにやるんかよという話なんですね。

そこで、町長さんに私お願いしたいのは、議会もそうなんですけれども、町長さん、あとの話にもかかってくるんですけども、今回、県の町村会の会長になられたという

のを私たちお聞きしました。町長さんの活動の場が、小さな上富田町1万5,000の町の首長が県全体の人の立場の立てるところに来るわけですね。ですから、その場でひとつこういう話をさせていただいて、何とかこれしてくれという要求を政府当局にやってほしいなというふうに思うんです。いかがなものでしょうか。

だから、消費税と年金というのはリンクして考えてみますと、物すごいことが起きることになるんですね。しかも、それは負担増ばかりやと。さらに、平成26年からは復興債の財源として8.8兆円の国民負担があります。それが、例えば住民税の均等割を受けている家庭は、あと1,000円値上げされますね。つまり、今4,500円ですけれども5,500円になるんです。こういうことを考えていったら、皆さん、大変なことになるのではないかと。負担ばかりふえていく。そしたら賃金が上がったかというたらそうでもないというのが、みんなの実感なんですね。

そういう意味を含めて、今言ったようなことについて、ぜひ町長、ひとつ考えてもらいたい。ある人はこういうふうに言いました。もし、それでどうでもいいんやと言うんだったら、私たちに5%分の暮らしの支える、どういうふうにしたらいいのかと。今までもやりくりばかりやって、やっと切り抜けているんやと。それをあと5%も負担させられて、年金暮らしで年金削られて、一体どういうふうにして生活していくんやと、それ教えてくれと、ぜひ聞いてくれということだったんです。だから、私聞いておきたいと思います。

次に、TPPの問題です。

町長の立場、大変結構はつきりしていました。私もすっきりしました、それを聞いて。ただ、ちょっと違いますのは、TPPをやりますと、あたかも消費者にとって有利な面があるのではないかという言い方をされたんで、そこちょっと気になるんです。というのは、それなぜ気になるかといいますと、これ政府が言うところをまとめてみたものは、つまり日本の関税撤廃をする、どういうことなのかといったら、まず1つ、米の問題ですね。恐らく米の9割が輸入米になるというんです。そないなってしまうと。だから、今日本では10キログラム3,200円が平均だと思っておりますけれども、同じ10キロ、800円でスーパーで売られるようになる。住民の立場から、消費者の立場からやったら、いいじゃねえかと、安いからとなるんですけれども、果たしてそんなことが言えるんかと。

全国でいうたら新潟コシヒカリ、それから有機米、これは残るだろうという農林省の判断です、1つは。2つ目には、酪農、都府県の酪農はほぼ消滅すると。そういうふうに言われているんですね。それから、牛肉の生産の75%は外国産になるであろうと。4番として、生き残る豚、黒豚と三元豚と金華豚というのがあらしいです。この3銘

柄はかろうじて残るだろうと言われているんですね。それから、食料自給率アップの目玉だったのが小麦なんです。それが壊滅状態になるやろうと。恐らくどっと入ってくるやろうと。それから、砂糖の原料、でん粉作物、これはもう100%も輸入になってしまうやろうと。そのほうがずっと安いと。

さらに、困ったことには、非関税障壁の撤廃の問題であります。

これは、特にアメリカは、今でももう非関税障壁の撤廃を求めてきているんです。例えば、食料品添加物の規制を外せというようなこととか、添加物表示も非関税障壁ということに入れてしまって、それをやれと。それも外せと。これは非関税のものに対してもそれを外せと、撤廃せえて言うてきてるんですね。それから、ポストハーベストの防カビ剤、これは5種類あるんです、カビについては。その5種類も全部言うなど、もう何も言わないようにしようということを言うてきてます。それから、残留農薬基準も非関税障壁の撤廃をやれと。もう表示する必要ないやないかと。こういうふうに言うてきてるんですね。

こういうことが起こったら、消費者といえども、この非関税障壁の撤廃だけでも大変なことが脅されるのではないかと、国民の暮らしが脅されるのではないかとというように私思うんです。ですから、ぜひとも町長、TPPの問題では頑張りをきかしていただいてやってほしいというように思います。

特に、米政府は、ポストハーベスト防カビ剤については物すごく強いあれを持っています。それから、遺伝子組み換え食品の表示の廃止も求めてきております。それから、残留農薬基準も撤廃せえと。これは今さっきも言いましたように大変なことなんですけれども、これは農家にとっても、あるいは消費者にとっても大変な問題であります。

ですから、ぜひ町村会長として、そういう意見を、そういう立場にあるわけですから、ぜひともそういうことをするなど。それがなければ、こういうことを認めなければ入れないというのがその組織なんです。仮にこういうことを協定して要求をある程度認めたとしても、7年以内には全廃するというのが向こうの鉄則なんです。それだけきつい組織なんです、これは。

それから、原発の問題です。

原発につきましても、町長さんはことしの平和行進の中でも大変いいメッセージをいただきました。あのメッセージを聞いて、ああ上富田町もちょっと安心したなという声ですが、参加した人から私聞かされました。私はちょっと腰が悪いんで歩くことはできなんだんですけれども、皆さんその話だったそうです。

ぜひ町長、そのことで、新聞報道によりますと即原発ゼロという、先ほどそれはどうということだと、5年か10年かとか1年かとかいうお話でしたけれども、私たちは即原

発ゼロという政治決断をしないと次の自然燃料、新しい燃料に取り組んでいけない。だから、まずその決断、即原発ゼロという決断をせよという主張です。それも誤解しないようにしておいてください。そこだけはっきりしておきます。

新聞報道によりますと、日増しに原発ゼロの世論が高まってきております。これは町長、原発ゼロについて、私は反対のようにお聞きしたんですけれども、原発をゼロにするということについては賛成のように聞こえたんですけれども、新聞協会の報道によりますと、3月10日、東京・日比谷公園、国会前と霞が関一帯は原発ゼロを掲げる4万人の人であふれ、全国300カ所でも集会デモが展開され、子育て世帯、現役世帯、高齢者世帯、世帯を超えて一大共同行動して取り組まれていると。しかも、それは誰が集まれというんでもなしに集まってきて、そういう集会が開かれるというように言われております。

1周年と比べると運動は継続的、これはもう継続的にやられているんですけれども、物すごい動きがあると。このような運動が、今日増しに原発ゼロのことが起こってきております。何よりも人間として、福島原発がまだ収束していない、原因さえも明らかにしていない。それなのに再稼働なんてもってのほかやと。15万4,000人の福島県民がふるさとに帰りたくても帰れないんですよ。そこに自分の家があり土地があり、作物をつくるあれがあるのにそこへ帰れないです。こんなことを知ったら、同じ日本人として、もうやっぱり原発と人間は共存できないということが私は言えると思うんですけれども、その点について、そういう深刻な事故を起こしておきながら、そうでない動きが今の日本の政府の総理大臣は動いているわけなんですけれども。

一旦事故が起きましたら、深刻な被害が国民に及ぶということがわかったと思うんですけれども、収束までには莫大な費用が要る。40年以上かかるのが原発ということだと言われているんです。きのう、ここ見てください。朝日新聞の日曜日の新聞ですね。「除染政策 ひそかに転換」と書いているんですね。計画達成は困難。再除染は認めない。ひそかに地元へ伝えた。こうなっているんです。今の事故でさえも除染さえできない。あともうできん。再除染はしないと、幾らあやふやであってもできないと。幾ら汚染水をなくすことをやろうとしても、1つだけ、三重水素というのがあるらしいですね、それはなかなか除染ができないらしいんですよ。最後まで残るらしいんです。すごい大きなお金をかけていかなければならないということが1つ言われているんですけれども、その点から考えても、やはり町長、この原発ゼロの政策、ぜひともひとつ町村会でも発言をしていただきたいように思うんです。

今それ以外に、使用済み核燃料の貯蔵量、ご存じですか、皆さん。5万9,000体。これは22年の統計です。またこれふえていると思いますけれども。5万9,000体。

1体が70から72本束ねているらしいんですね。これをトン数に直しますと1万3,530トンにもなるんです。それから、関電だけでも6,578体、2,870トンためている。もうそれはほとんど満杯に近い。それを何とかしなければならないんだけどそれをする場所がないんですね。青森県六ヶ所村の処理工場、93年に着工しましたけれども、まだ稼動していないということですね。そして最終処分の工事すらまだ決められていないという状況にあるわけです。

それから、エネルギーの今数量のことを先ほど町長言うておりましたけれども、ちょっと数字が、パーセントは出していないんですけれども、私調べてみました。再生可能エネルギーポテンシャル、可能性、環境省再生可能エネルギーポテンシャル調査2010年度、それによりますと非住宅系太陽光発電が1億5,000万キロワット、それから風力発電が18億8,000キロワット、それから中・小水力発電が1,400万キロワット、それから地熱発電が1,400万キロワット、さらにそれに加えてメタンハイドレートというのが今新しく燃料になるのではないかとと言われております。合計、再生可能エネルギーのポテンシャルは20億7,800万キロワットあるらしいんです。現在、電力供給能力というのは、計で2億3,715万キロワットなんですね。そのうち4,885万キロワットが原発が支えているんです。54基。今は動いていませんけれども。

だから、完全に今原発ゼロという決断をして、こうした再生可能エネルギーに切りかえる、そしたらいち早くそういう技術も含めてそこに力を入れるエネルギー政策の転換さえあれば可能なんだと、原発に頼らなくてもいけるんだと。それはコストの問題いろいろあると思うんです。しかし、それはいろいろ計算してみたり研究しないかんけど。そういうふうに使われているんですけれども、町長、これどういうふうに思いますか。

以上、2回目の質問終わります。

議長（大石哲雄）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

年金の引き下げ、消費税の税率の引き上げについても、いろいろな問題があると思っております。問題があるというのは、年金を引き下げる、こういうふうに至った経過をいいますと、要するに少子高齢化の中で、年金の要するに保険料の払い込みの期間と年金の受給を受ける人のバランスが崩れたとか、いろいろな形で年金が財政的に厳しくなってきたことが挙げられております。それ以外にも、今は低金利時代でございまして、利率運用が以前より悪くなってきた。また、そういうことに対しまして、年金に対する未納者がふえたというようなこともございます。そういう幾つかの条件をする中で、対

策として講じられているのは、退職時期をおくらせるとか年金の支給をおくらせたり支給額を減額する方法がございまして、このことは極端に言いましたら世界のどの国でも同じような状況であると言っても過言ではございません。といいますのは、先日もドイツの人のお話聞いたんですけれども、やはり同じような格好で、今の段階でやったら年金の支給時期をおくらせる、そのかわり退職の時期もおくらせるというようなことの対応をされていると聞いております。年金につきましては、そういういろいろなものがございまして、まず1つはご理解いただきたい。

次に、消費税でございます。

消費税につきましては、ご存じのように社会保障費が非常にふえてきたのが状況でございます。上富田町の例をとりますと、例えば国民健康保険の平成20年度の決算を参考にしますと、保険給付費は10億4,000万円、そのうち保険料として町民にいただく保険料は3億1,200万円、残りの7億2,800万円が公費であります。それが23年度では12億8,000万円、保険料4億3,000万円、公費負担は8億7,000万円と公費負担がここ数年のうちでも1億5,000万円ふえたというような事情がございまして。

このことは介護保険もしかりで、平成20年度の介護保険の公費負担は7億3,000万円が平成24年度では8億4,200万円と約9,000万円ほどが増加し、今後もこの社会保障費が増加するのは実情と私は認識しております。そういう社会保障を持続的に今後維持するにつきましては、やはり消費税の導入も国の政策としてしなければならないということのご理解いただきたい。

ただ、地方自治体としては、先日は保険料の審議があったですけれども、ことしは保険料はあげん、要するにここ数年間はそういう生活の実態を見たときに町民に保険料を上げたり保育料を上げたり税金を上げたりするということが非常に厳しいなあという判断をしておりますけれども、ただ残念なのは全ての会計が非常に財政が厳しくなっているのが状況でございます。

私は、こないだも言うたのは、保育料はいつまでも上げるということをとめるということは非常に難しいよという1点の要望、それと先ほども質問ありましたように、議員の皆さんもいろいろな要望あると思うんです。その要望をするためにこういうものを値上げするということが非常に苦しいような状況でございますので、できたら町民の生活、今の支出を抑えるような格好の政策をとって、新しい継続的な政策については当分の間見合わせていただくということのご理解をいただけるようお願いしたいと思っております。

次に、TPPの問題ですけれども、全国町村会の考え方を述べさせていただきます。

私は、その中で言うたのは、できたら日本の国民は、たとえ価格が安くなろうと日本の国内の農産物を守るということが、極端に言うたら将来の日本の食料自給の確保につながると思っております。ただ残念なのは、例えば中国へ梅の栽培の技術を教えたのは日本、オーストラリアへ乳牛の育て方を教えたのは日本、要するに日本人が外国へ行ってその技術を伝達し、安いものをつくって日本へ輸入しているという実態がございます。できたら日本の食料事情を見たときに、今後のことを考えたら、価格に比較することなしに、やはり消費するというを第一に目標に上げていただきたい。それが安全・安心の食料物の確保になってくると思ってしております。できたら関税、米は約700%ぐらいあると言われております。今日本は米余っている。そういう中でもやはりパンを食べるとかそういうことの方へ向いていきますけれども、米を消費していただけるようお願いします。

ただ1つ難しいのは、こないだこういう場で印鑑を廃止すると町長言うたて、印鑑業界から相当クレームついたんです。パンを廃止するというは公的に言うのは難しいですけれども、やはり米の中でパンをつくるとか、米を消費するというをしたときにあったら、日本はまだまだこの部分の生産量はふえている関係上、できると思っていますので、よろしくお願いしたいと思えます。

原子力発電については、確かに即時原発ゼロということは難しいと思えますけれども、私の聞きたいのは原発ゼロとしたときに、世界に頼っている化石類の原料については今後どういうふうになるのか、その価格はどういうふうになるか。極端に言うたら自然エネルギーそのものも、皆さん方の中でも反対しやる意見あるというのはご存じか。極端に言うたら、風力発電について反対運動が起こったのも事実でございます。こういうものをどう理解するのか。極端に言うたら、今の太陽光発電の買い取り価格が、昨年度は42円、ことしは38円に下がっております。役場の一般的な電気聞いたら大体20円ぐらいで済みます。1キロワット。この差というのは、極端に言うたらほかの価格へ転嫁されてこの42円というのを確保しやる。もし、化石類の燃料とか原子力発電なかったら42円プラス以上の電力料になるのはもう明白なことではございまして、このときに国民生活が守れるんか守れんのかということ、私は懸念するところではございまして、こういう考え方につきましても、できたらご指導いただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

議長（大石哲雄）

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

3回目の質問をいたしたいと思います。

年金の問題ですね。年金のもらうのを引き下げるとするのは、税と社会保障の一体改革というそういう法律がつくられまして、そしてやられているんですね。税と社会保障改革というんですから、税のほうは改革されたかというたら、あくまでも税のほうは国民のほうには負担はかけてくるけれども、10億以上の大企業とかそういうところには物すごい甘い減税策があるんですね。例えば、所得税、これ見たらびっくりするんじゃないですかね。74年から83年は19段階に分けて、そして累進課税ですか、これやっていたんですね。今どうですか、07年以降は6段階ですよ。だから、大きな金持ちほど、それも最高でも四十何%でしょう。税金払わんでもええようにできているわけですね。住民税もそうです、個人住民税も。73年から79年までは13段階に分けて細かくやってきた。それが今では3段階ですよ。3段階。だから、税と社会保障の一体改革というんだったら、そこそしたらどないすんのということですね。

それから、例えばこういう新しいわかりやすいと思うんですけども、今回安倍さんは第3何とかやということで減税の話が出てきますね。そのとき出てきたの何が出てきたかというたら、設備投資減税というやつが出てきたんです。これ新しい大企業に対する免除ですね、税金の。やり方が出てきました。その前にもう一つ言うとかなければならぬのは、復興特別法人税が2015年3月に終了するんですね。これ3年間、つまり法人税35%から30%にしたときに、そのうちの3年間だけはその差5%下げる分については復興債のほうに特別法人税の復興特別法人税としてもらえますよということ言うてるんです。それが15年3月に切れるんです。だから、その切れたときにそれと並行して設備投資減税というのをまたやられるんですね。もし、今これだけ国民が苦しんでいるんだから、大企業の皆さんもちょっとは我慢してくれよと一言言うたら、それ全部もとへ戻って金入ってくるんですね、何兆円て入ってくるんです。

ご承知のように、今10億以上の大企業のため込み、これはきんきらきんのお金です。もう何もかももうこれ以上引けるもんないやないかて引いて、残ったのが260兆円たまっている。ことし1年間だけでも10億以上の企業は10兆円内部留保やったりしていますね。そういうところへまたこの減税をやるというんですね。そこは一方的に大企業とか大きな富豪のところへとか、アベノミクスで株価が上がって儲けたとか、そういうところについては、極めてこの得な所得税のこういうふうになっているわけ。得してる。物すごふえているわけですね。

ユニクロですか、ユククロで家族で1兆円稼いだと言われているんですね。そう言われて、そういうところに対して税金、そこから応分の負担を取った上で、社会保障というのは町長言うように、国民みんなが納めるべきものなんですよ、これは。国民みんな

が背負っていかんなんです。いかんなねけど、なぜそれだったら税と社会保障の一体改革やるんだったらその税のほうの不公平なことを是正しないのか。しかも、消費税10%といっても税の払い戻し制というのがあるんですよ。外国いくやつは、10%の消費税、日本消費税取らないからそこはゼロでしょう。そうしたら、今1つの自動車つくるのに生産するときに支払ってきた消費税、国内で払った消費税というのは全部還付されるんです。だから、豊田税務署はいつも赤字なんですね、あそこの税務署。日本でも税務署幾つかありますけれども、大企業が育つてるとこは、それで輸出企業が育つてるとこはほとんど赤字なんです。間違いなしに赤字。統計出ています。

つまり、そういうことをちゃんとしなければいけないのです。今でも私の知っているだけでも9つの減税があります。特別減税が。それを今ちょっと待ってくれ、今えらいから待ってくれて言うたら、その分だけ全部入ってくるわけですね。私は社会保障について、国民一人一人が皆さんが負担するのは何も当たり前のことだと思っています。当たり前のことだと思っている、それだったら公平にやれよと。

それから、消費税の話で、あたかも消費税が公平なお金のように言われましたので、私あるデータを持ってきているんです。

議長（大石哲雄）

年金についてはもうよろしいですか。年金についての説明、質問はよろしいですか。

12番（井潤 治）

年金と絡めてやっていますので。

議長（大石哲雄）

年金と消費税と。

12番（井潤 治）

うん。絡めてな。

今一遍言いましたように、要するに税の公平感ということをやらなければ、そういう中で消費税の話が出てくるんだったらいいけれども、そういう話ではないわけですよ。だから、それが非常に大きな問題になってきているということなんですね。

消費税、日本科学者会議主催のシンポジウムというのがあったんですね。そこに唐鎌直義という専修大学の教授がこういうことを言っているんです。「家計調査で年間所得一番少ない家計のグループ、これは前町長も言うてましたけれども、10等分けて全体の10%が要するに一番少ない家庭の面だと。年所得、大体280万ですか、年収。そういう家庭のそうなんです。現行の消費税負担率は4.04%らしいですね。一番高い層、これも全体の10%で年収1,437万円以上です。負担率が、これは1%です。負担率ですよ、消費税負担率。つまり、4.04対1になる。これだけの違いがあるん

です。お金持ちほど消費税は負担が少ない。負担率いうたら少なくなっていく関係ですね。それから、これがこの10%になりますと負担率が2%から4%強になると言われているんですね。そういうお話もしております。

そして、その人が何て言うたかというたら、今の日本の国に財源が少ない。お金はあるんですけども、取っていないだけなんですけれども、財源が少ないのになぜ消費税だけにそれを負担させるのか。なぜもっとほかのところへも目を向けないのか。なぜ消費税だけ誰でも納められる税金ですが、完全に取れる、消費するとき払う税金取られるわけですけども、なぜそこへ目を向けないのかということをもう提言しています。私はこれ名言だと思います。名言だと思います。

でありますから、決して消費税の増税というのは公平なものではないんですよ、これは。ですから、これはもう今でも5%でもやりくり大変だと言っている町民の願いというのは、もう8%とか5%とか言うてくれるなと言うてるんです。1,000万円の家を建てようと思ったら100万円消費税払わないかんとということまで言うてます。

でありますから、ぜひともこれは、先ほど申しましたように町村会の中でそういう意見書を上げていただくとか、そういうことをぜひやっていただきたいなというように思うんです。

議長（大石哲雄）

要望でよろしいですか。

12番（井潤 治）

いや、要望違いますよ。そういうやってほしいということで答えをいただきたいんです。

議長（大石哲雄）

やってほしいという要望ですか。

12番（井潤 治）

いや、違う。やるかやらんかです。言い方変えるわ、きつう言うたらやらんかやるかや。

議長（大石哲雄）

質問点をなるべく明らかにしていただきたいと思います。

12番（井潤 治）

そしたらやるかやらんのかということですよ。

きょうの朝日新聞で、こういう記事があるんです。私、朝日新聞と赤旗しか取っていないんです。「内閣支持率24%の街」というのがあるんですね。酪農の十勝地方、アベノミクス何とか関係なしに、もう大変だよということで、酪農農家のいろいろなこと

が書かれているんです。もう酪農やっていけん、もうしめなしゃあないということ言うてるんです。これなんか読んでいますと、これ新聞ですから大げさには書いていないと思います。ある程度事実に基づいた記事だと思うんです。うそは書いていません。仕方ないから。うそを書いたらそれこそ新聞潰れますから。

そういう意味でいうたら、今言ったようにこのＴＰＰの問題も、これはやっぱり早う撤退せえと。そのうち、町長、その方向ですので、これもまた町長、意見書上げるかどうか、はっきりしてください。というようにお願いしたいと。お願いしたらあかんねな。はっきりしてください。

それから、原発ゼロの問題ですけれども、町長今おっしゃいましたけれども、要するに自然エネルギーとかそんなんは入ってくるんかというようなお話ですね。しかし、町長……

町長（小出隆道）

入ってくる可能性もあると言うた……

12番（井潤 治）

わかりました。入ってくる可能性もあんな。それはわかりました。

町長（小出隆道）

分からんけど認識せなあかんで。

12番（井潤 治）

でも、これだけ危険な原発で生き延びることができないような状況がもし出てきて、幾つも出てきたら、浜岡原発もまだ再稼働できません。そして、反対する市長が当選しました。そういう中であって、原発がもう稼働さえするのに反対して動けない状況で、それだけ危ない、まだ人間がちゃんとした抑制する装置もできない、そういう原発をまず原発ゼロにするというこの決断を政治決断しなければ、国が。そんなん何ぼでもほっといたらあきませんよ。だから、そのエネルギーの問題はその後で解決できることなんです、そんなんは。いろいろな計算をしていきます。それは政府でやることができるんです。

先ほど、私言いましたように、この再生エネルギーのやつはエネルギー経済研究所の統計要覧の2009年度版から引き出してきたんです。ですから、町村会で、少なくともこういう問題について議論をしていただきたい。消費税は町民に大変な負担がかかるから大変だということを言うて、そしてそれも意見書を上げてくれるのかどうか。

それから、もう一つ、先ほど負担金、負担の町政の財政の問題言いました。町の財政は本当に厳しい、やりくりしてんの、私一番よくわかる、町長。いや、私40年議員やるんです。ほんまに今上富田町、一番苦しいときですよ。山根さんのときはもっとやれ

た。今はそれができないんです。三位一体の改革で負担金、補助金、交付税削られてきたわけでしょう。その削られた結果、こういうことになっているんですよ。国民健康保険も物すごく削られているんです。例えば、上富田、いつも私質問します、ここで2億4,000万円を削られてある。あれ2億4,000万円の金のもとへ戻っていたら、それは8万円ぐらいの負担しなくてもいいんです。できるんです。

それから、介護保険ですよ。今50%公費でしょう。25%が半分ずつ県と町村は分けているんです。仮にこれ5%でも交付税をふやしてくれたらできるんです。その本来負担する金がないんやて町長が政府の立場やと言いたいと思うんですけども、さっき言いましたように、税の公平感をちゃんとすればお金はどんどんあるんだということです。やらんだけの話。どっち向いているかということで違うと思うんで、それもぜひ三位一体の改革のあの国庫負担を削るやり方、これはもとへ戻せと、もとのとこへ戻せと。老人保険を廃止していいことありましたか。後期高齢者医療制度つくってどうでしたか、今。大変な財政難の中に落ち込んでいるじゃありませんか。

そういう中であってその苦しみを味わっているのが町長です。一番小さな行政の単位の町長ですよ。みんなから高い高いと言われて。それよくわかります。交付税も削られているわけですね。交付税でも10年間で大体60億、2000年を基準にして各年度を削られた分だけプラスしたら大体60億ぐらい削られているんですよ、上富田。それは町長、決算書でちゃんと当局皆さんが計算してくれて、私もらっているんです。それだけ削られた中で町政やっていかんなんです。それは難しいの当たり前や。当たり前だけど、それは町長だけの責任じゃなしに、やっぱり国にそのことを言わないいけないと思います。それを意見書として言うんかどうか。町長、聞きたい。

だから、まとめますと、まず年金、こんなもんもうやらせてくれるなど。そういうやつ。それから消費税、そんなもん上げるなどということ。それからTPP、これは早うもう町村会言うようにやりなさいと、もうやめなさいと。やめとけと。消費者の立場に立ったら、町長言うように地場産、地場産を何か食えって言ったって、安くてよければ皆そっち食うんですね。しかし、それはもうほんまに日本の国土から考えたらだめになることなんです、町長言うように。だから、その3つ。もう一つ、原発ゼロ。即時ゼロ。この決断、政治決断をせえと。するかせんのかということ。そこを町村会でひとつ発言をしていただきたいと思います。その3つに答えていただきたい。

議長（大石哲雄）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

3回目なんで簡単に答弁します。

先ほどからおっしゃっていただいたように、非常に財政は厳しいんです。この厳しい中において、理解してくれた上でも、議会の中では次から次へ何をやれ、あれやれと言われるというのは非常に辛いなと思っています。このことに対しましては、全国町村会は小さな町村の財政を確立してほしいという要望はしております。基本的に言いましたら、私は私個人の中の見解を述べますけれども、やはり和歌山県の町村会とか全国町村会でそういう意見を調整した中で国に対して要望書のあるということをご認識いただきたい。

まず、初めの年金と消費税、それと進んで企業に対する税金、個人に対する所得税の話ありましたけれども、社会福祉は個人の話でございまして、企業が決して社会保障の恩恵を受けるということはないと思っております。そういう意味で、税制につきましては、既に国が決めたことでありまして、私の立場ではとやかく言ったところではない。消費税も年金も、もう決まっていることでもありますので、それはそれでお願いしたいと思っております。

T P P につきましては、先ほどいろいろな議論を言われていますけれども、むしろ国民がどういう協定を結ぼうとも日本の農業を守るということの答えがなかったら、安いところへ安いところへ行けというようなものであったら、日本の国というのは潰れます。できましたら、日本の国の農産物を消費していただけるようお願いしたいと思います。

次に、原子力発電所ゼロにということですがけれども、ゼロにした場合、国民生活がどのようになるか示していただいた上の議論としたいと思います。できましたら、国民生活、片っ方では税金高くなってくるよ、今度は電力料も上がってくるというようなことになるんか、それで生活ができるんかということを明確に、できたら次回の議会で説明していただけるようお願いして、3回目の答弁は終わらせていただきます。

以上でございます。

議長（大石哲雄）

質問と答弁と、ちょうどぴったり合いましたか。

12番（井潤 治）

合わないです。

議長（大石哲雄）

3回目なので、これで12番、井潤君の質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

延 会

議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は、あした6月19日午前9時30分となっておりますので、ご参集お願いいたします。ありがとうございました。

延会 午後2時52分